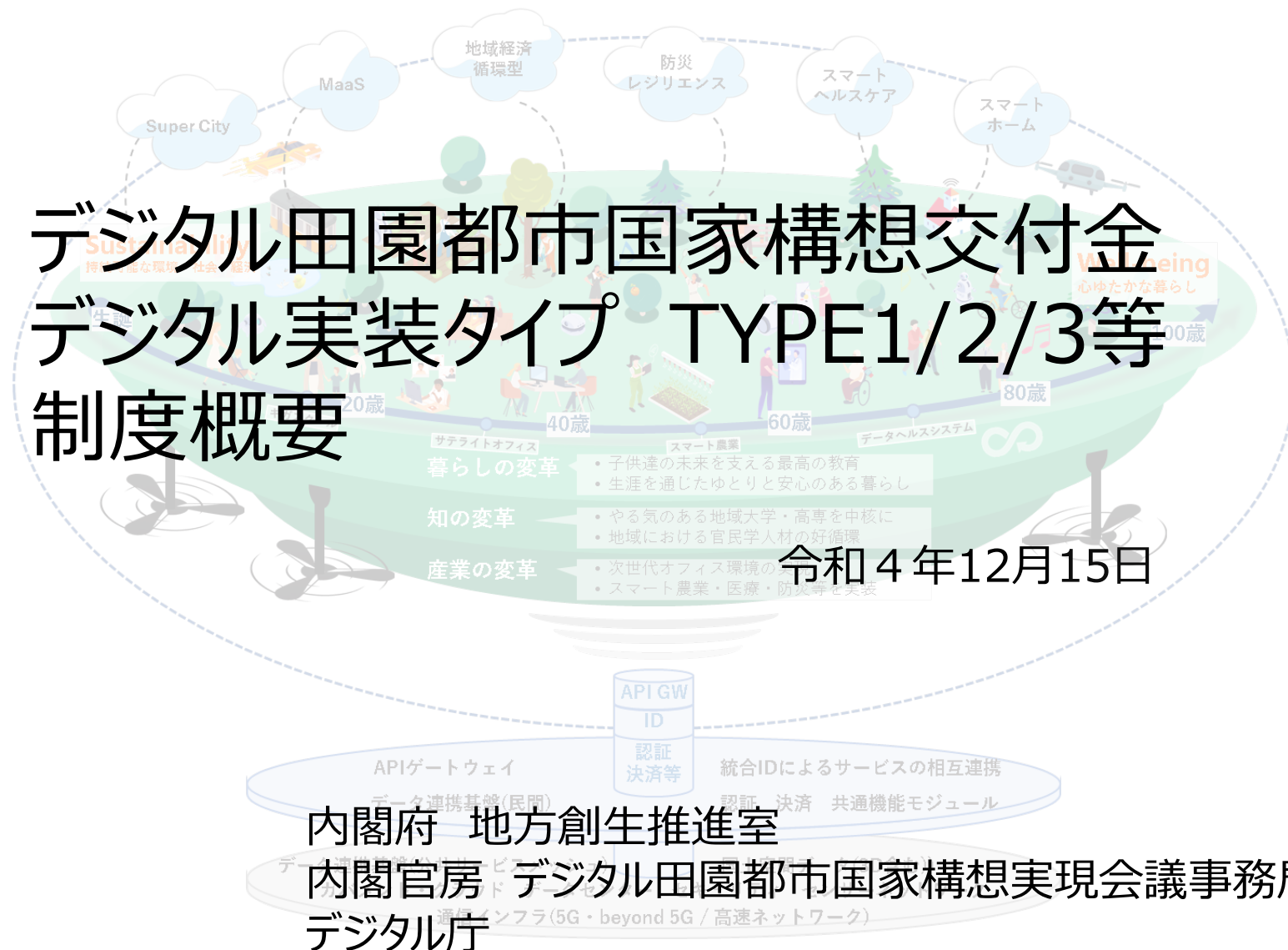


デジタル田園都市国家構想交付金 デジタル実装タイプ TYPE1/2/3等 制度概要



内閣府 地方創生推進室

内閣官房 デジタル田園都市国家構想実現会議事務局

デジタル庁



デジタル田園都市国家構想

DIGIDEN

1. 「デジタル田園都市国家構想交付金」の全体像
2. デジタル実装タイプ：TYPE1/2/3等の新規追加要素
 - 2-1. マイナンバーカード関連
 - 2-2. スタートアップの活用
 - 2-3. 地域間連携の促進
 - 2-4. 施策間連携の推進
 - 2-5. 共通化・標準化の推進
3. デジタル実装タイプ：TYPE1/2/3等の共通要件
4. 各TYPE等の要件
 - 4-1. TYPE1の要件
 - 4-2. TYPE2/3の要件
 - 4-3. マイナンバーカード利用横展開事例創出型の要件
5. 【参考1】計画申請にあたるポイント
6. 【参考2】地方創生推進タイプ（Society5.0型）とデジタル実装タイプの違い
7. デジタル実装タイプ：TYPE1/2/3等のスケジュール
8. 問い合わせ

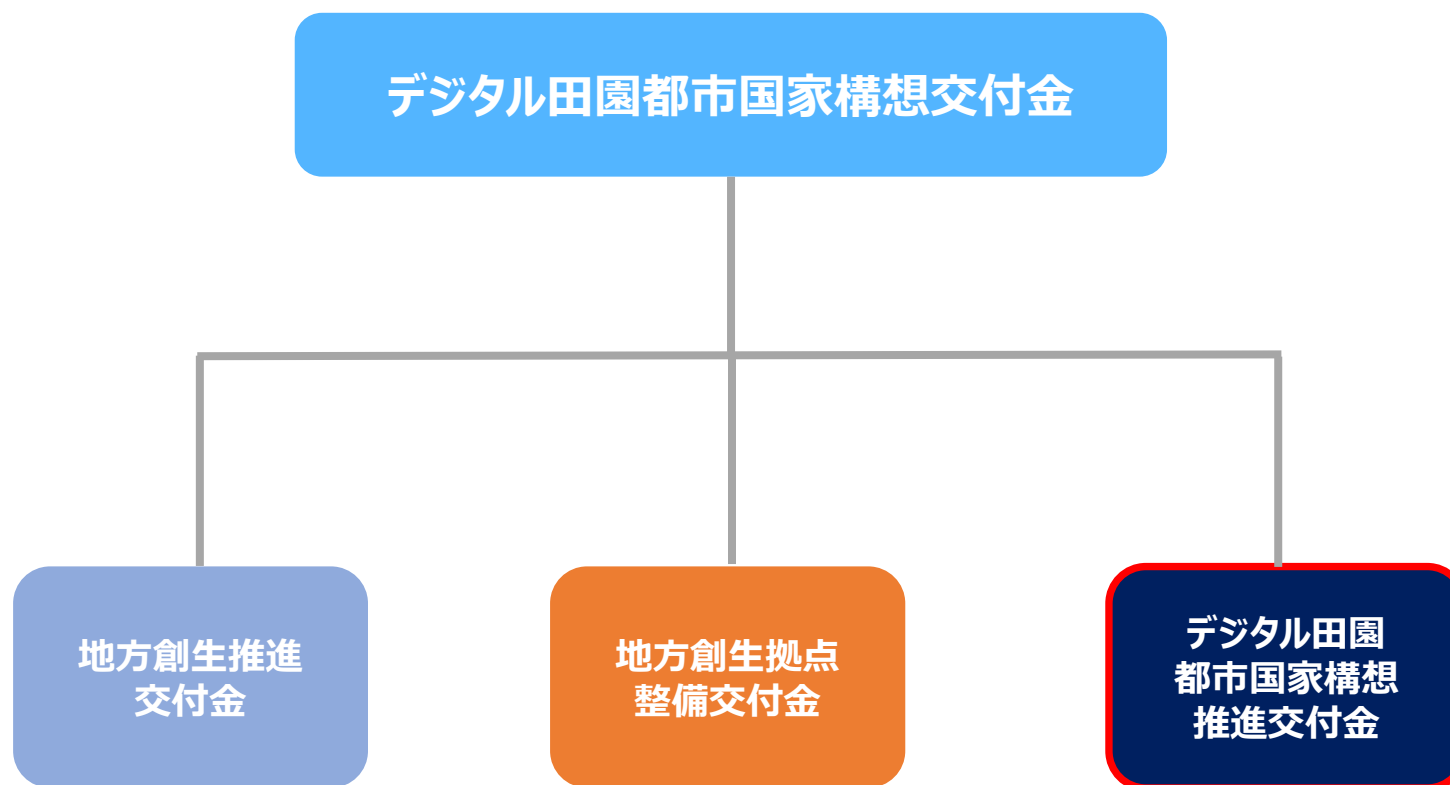
1.「デジタル田園都市国家構想交付金」の概要



「デジタル田園都市国家構想交付金」の概要

「デジタル田園都市国家構想」の実現による地方の社会課題解決や魅力向上の取組を深化・加速化する観点から、従来の3交付金を「デジタル田園都市国家構想交付金」として位置付け、構想実現に向けて分野横断的に支援します

<イメージ>



デジタル実装を支援する「デジタル実装タイプ」、中長期的な計画に基づき先導的な取組や施設整備等を支援する「地方創生推進タイプ」、「地方創生拠点整備タイプ」を設け、それぞれの特性を生かしながらデジタル田園都市国家構想を推進します

デジタル実装タイプ

デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、以下の取組を行う地方公共団体に対し、その事業の立ち上げに必要なハード／ソフト経費を支援

- 他の地域で既に確立されている優良モデルを活用した実装の取組（優良モデル導入支援型（TYPE1））
- デジタル原則とアーキテクチャを遵守し、オープンなデータ連携基盤を活用する、モデルケースとなり得る取組（データ連携基盤活用型（TYPE2））
- 新規性の高いマイナンバーカードの用途開拓に資する取組（マイナンバーカード高度利用型（TYPE3））
- マイナンバーカード交付率が高い団体における全国への横展開モデルとなる先行事例構築に寄与する取組（マイナンバーカード利用横展開事例創出型）
- 「転職なき移住」を実現するとともに、地方への新たなひとの流れを創出する取組（地方創生テレワーク型）

地方創生推進タイプ 地方創生拠点整備タイプ

地域再生法に基づき、地方公共団体が策定した地方版総合戦略に位置付けられ、地域再生計画に記載された先導的な取組や施設整備等を安定的かつ継続的に支援

- 自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携、デジタル社会の形成への寄与等の要素を有する先導的な取組や施設整備等（最長5年間）
- 東京圏からのUIターン促進及び地方の担い手不足対策
- 省庁の所管を超える2種類以上の施設（道・污水处理施設・港）の一体的な整備

（参考）「デジタル田園都市国家構想基本方針」（令和4年6月7日閣議決定）

地方公共団体が、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき行う先導的な事業を安定的かつ継続的に支援するとともに、その使途の拡大に係る検討や運用の更なる改善等を通じて、一層の活用促進を図る。

（注）本交付金の一部は、地方大学・産業創生法に基づく交付金として執行。

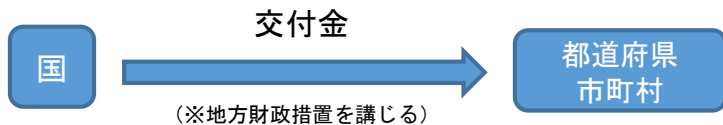
デジタル田園都市国家構想交付金（内閣府地方創生推進室・地方創生推進事務局）

令和4年度2次補正予算額 800億円

事業概要・目的

- 「新しい資本主義」の加速のため、デジタル田園都市国家構想の実現による地方の社会課題解決・魅力向上の取組を加速化・深化する観点から、地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金及びデジタル田園都市国家構想推進交付金を「デジタル田園都市国家構想交付金」として位置付け、デジタル田園都市国家構想の実現に向け、強力に推進する。
- また、マイナンバーカードの普及状況を交付審査に反映するとともに、利用シーン拡大の取組を積極的に支援する。

資金の流れ



（注1）デジタル実装タイプの交付割合は以下の通り。

- | | |
|----------------------|------------|
| ・TYPE1及びTYPE2 | : 1/2 |
| ・TYPE3 | : 2/3 |
| ・マイナンバーカード利用横展開事例創出型 | : 10/10 |
| ・地方創生テレワーク型 | : 3/4又は1/2 |

（注2）地方創生拠点整備タイプの交付割合は1/2。

事業イメージ・具体例

○主な対象事業

【デジタル実装タイプ】

デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、以下の取組を行う地方公共団体に対し、その事業の立ち上げに必要な経費を支援。

- ・他の地域で既に確立されている優良モデル等を活用した実装の取組（優良モデル導入支援型（TYPE1））
- ・デジタル原則とアーキテクチャを遵守し、オープンなデータ連携基盤を活用する、モデルケースとなり得る取組（データ連携基盤活用型（TYPE2））
- ・新規性の高いマイナンバーカードの用途開拓に資する取組（マイナンバーカード高度利用型（TYPE3））
- ・現にマイナンバーカード交付率が高い団体における、全国への横展開モデルとなるカード利用の先事例構築に寄与する取組（マイナンバーカード利用横展開事例創出型）
- ・「転職なき移住」を実現するとともに、地方への新たなひとの流れを創出する取組（地方創生テレワーク型）

【地方創生拠点整備タイプ】

デジタルの活用などによる観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する拠点施設の整備などを支援。

（民間事業者の施設等整備に対しての間接補助）【拡充】

民間事業者等が一定の要件を満たす公共性・公益性を有する拠点施設等を整備する取組に対し、地方公共団体が整備費の全部又は一部を補助した場合に、国が当該補助経費の一部を交付することを可能とする。

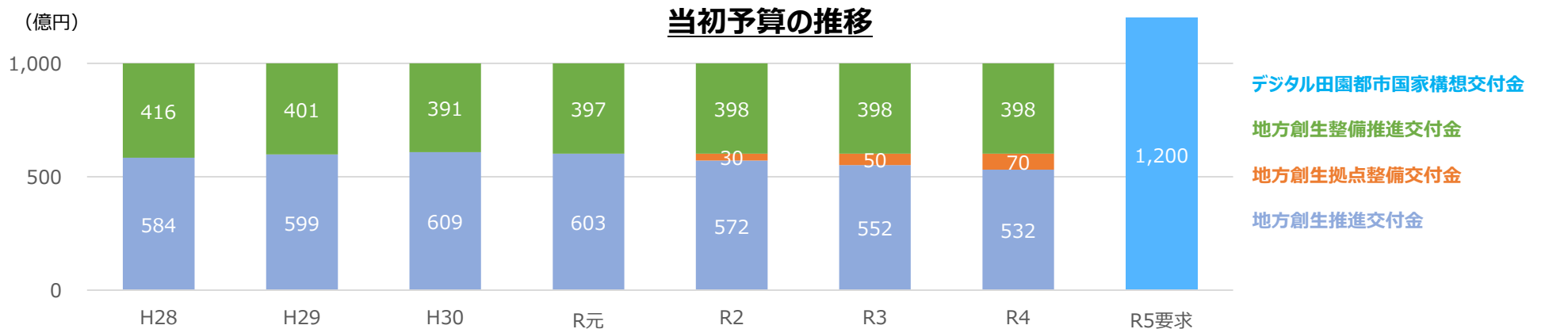
期待される効果

- 地方からデジタルの実装を進めるとともに、地方における安定した雇用創出など地方創生の推進に寄与する取組（デジタル技術の活用等を含む）を進め、「デジタル田園都市国家構想」を推進する。

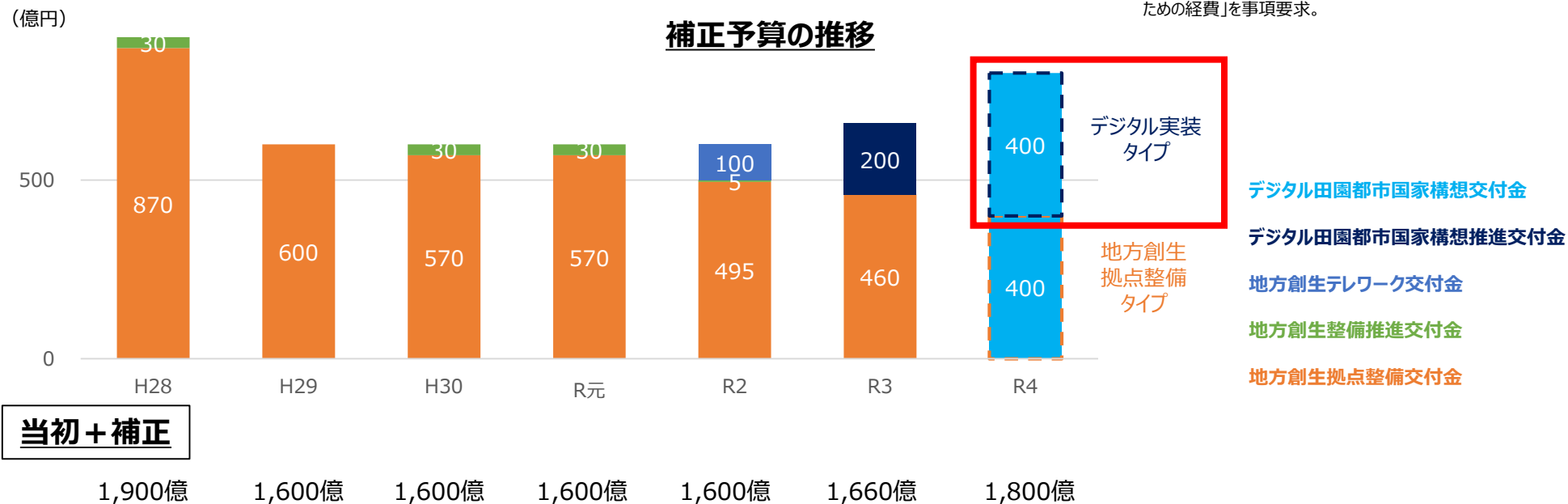
「デジタル田園都市国家構想交付金」の予算推移



デジタル田園都市国家構想
DIGIDEN



※これに加えて、「デジタル田園都市国家構想の実現を加速化するための経費」を事項要求。



デジタル実装タイプ：TYPE1/2/3等の全体像



デジタル田園都市国家構想
DIGIDEN

目的

デジタルを活用した意欲ある地域による自主的な取組を応援し、「デジタル田園都市国家構想」を推進するため、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けた地方公共団体の取組を交付金により支援

概要

デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上に向けて、以下の事業の立ち上げに必要な経費を単年度に限り支援

【TYPE1】他の地域等で既に確立されている優良なモデル・サービスを活用して迅速に横展開する取組

【TYPE2】オープンなデータ連携基盤を活用し、複数のサービス実装を伴う、モデルケースとなり得る取組

【TYPE3】（TYPE2の要件を満たす）新規性の高いマイナンバーカードの用途開拓に資する取組

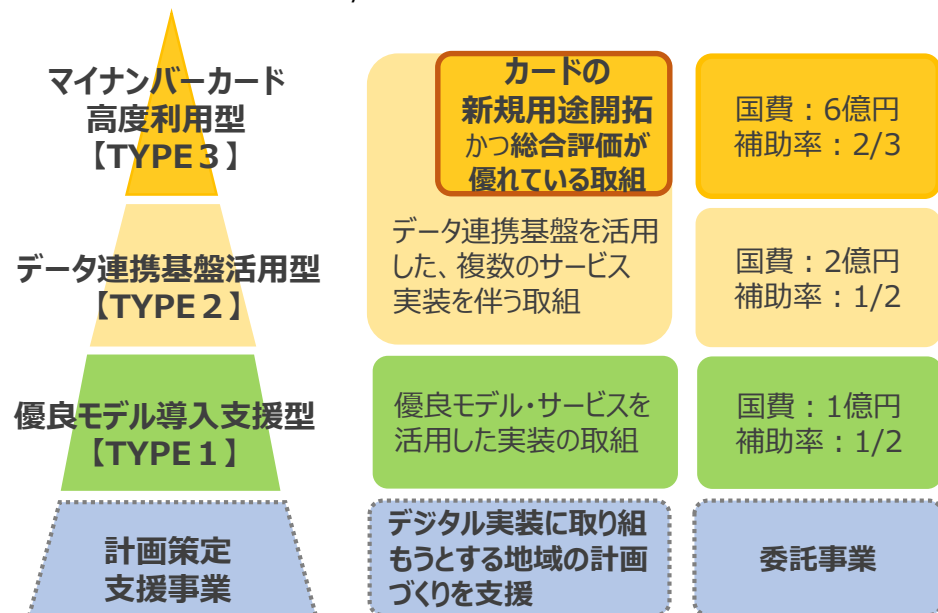
共通要件

①デジタルを活用して地域の課題解決や魅力向上に取り組む

②コンソーシアムを形成する等、地域内外の関係者と連携し、事業を実効的・継続的に推進するための体制を確立

詳細

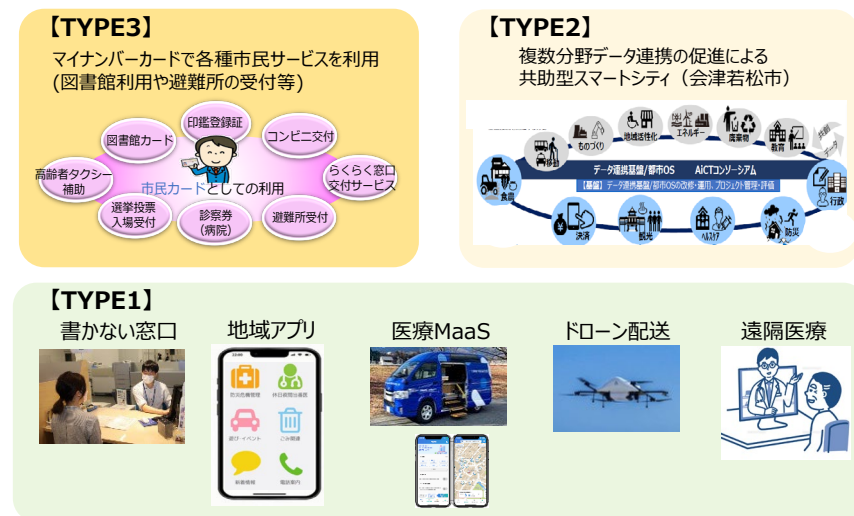
＜TYPE別の内容＞ ※2/3は1団体1申請とすること



※上記の他、R4補正限りの時限措置として、
マイナンバーカード利用横展開事例創出型を創設（国費3億円、補助率10/10）

※申請上限数（上記TYPEの合算値）：都道府県9事業 市町村5事業

＜対象事業（一例）＞



＜その他の新規要素＞

- ・マイナンバーカードの利活用促進、スタートアップの活用促進など、国の重要施策を推進する観点からの一定の優遇措置
- ・KPI（デジタル実装1,000団体）達成に向けたボトムアップ支援

2. デジタル実装タイプ TYPE1/2/3等の新規追加要素



デジタル実装タイプ：TYPE1/2/3等の新規追加要素



デジタル田園都市国家構想
DIGIDEN

基本的な制度設計は、R3補正のデジタル田園都市国家構想推進交付金の内容を継続します
マイナンバーカードの普及促進、スタートアップの活用、地域間連携など、重点施策を推進する観点から、
新たな優遇措置等を講じます

	対象	カード 交付率	カード 利活用	スタートアップ 活用	地域間 連携	施策間 連携	共通化・ 標準化	その他
マイナンバーカード 利用横展開事例創出型 ※令和4年度補正予算限りの時限措置	当該団体内における カードの新規用途開拓 かつ他の地域における 横展開が容易な取組	申請率 7割以上 を申請要件	当該団体内に おけるカードの 新規用途開 拓が必須要件					
マイナンバーカード 高度利用型 【TYPE3】	カードの 新規用途開拓 かつ総合評価が 優れている取組	現状交付率 全国平均以上 を申請要件	カードの 新規用途 開拓が 必須要件	サービスの 提供主体の 場合は加點	一定の 地域間 連携事業 は加點	一定の 施策間 連携事業 は加點	国等により 全国共通 に提供され るサービス を利用する 場合は加 點	TYPE2/3 採択団体は 原則として データ連携 基盤と接続 するサービス のみ認める
データ連携基盤活用型 【TYPE2】	データ連携基盤を 活用した、複数の サービス実装を伴う 取組		カードの 利活用を 含む場合 は加點					
優良モデル導入支援型 【TYPE1】	優良モデル・サービ スを活用した実装 の 取組	採択に あたり交付率 を勘案						未採択団体 を優先採択
計画策定支援事業								

※申請上限数：都道府県 9 事業 市町村 5 事業まで

※赤枠線内が新規追加要素

2 - 1 . マイナンバーカード関連



デジタル実装タイプ：TYPE1/2/3等のマイナンバーカードの扱い

マイナンバーカードを活用することで、行政サービスはもとより、交通、観光など地域の様々なサービスの活性化が可能です。そのため、デジタル実装タイプにおいては、

(1) マイナンバーカードの普及状況を交付審査に反映するとともに、

(2) 利用シーン拡大の取組を積極的に支援していきます

国としても、全地域でのカードの普及・浸透に向け、各省の施策を総動員していきます

【デジ田事業におけるマイナンバーカードの活用イメージ】

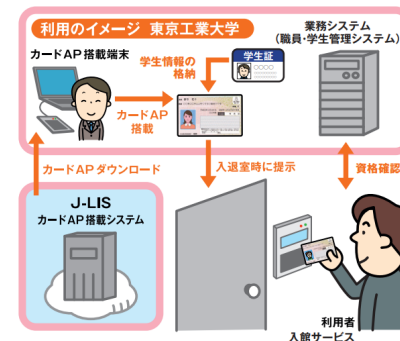
交通系ICカードとの連携による公共交通の住民割引

- 交通系ICカードとマイナンバーカードの連携による公共交通の住民割引
- 障害者用乗車券等の予約・決済の実現



大学における学生証利用等

- 学生利用PCのログイン、学内施設の入退館管理等にマイナンバーカードを利用



オンライン市役所サービス

- 市役所に行かなくてもサービスが受けられる（出張行政サービスなど）



避難所の受付

- マイナンバーカードを提示することで避難所への入所が可能（入所登録の迅速化・効率化）



各TYPE等のマイナンバーカードの交付率の評価の考え方は以下のとおり

マイナンバーカード利用横展開事例創出型

カードの現状申請率が高い団体における、全国への横展開モデルとなるカード利用の先行事例の構築につながる取組を支援するため、**「申請率7割以上」**の団体を対象とした「マイナンバーカード利用横展開事例創出型」を創設します。

※R4補正限りの時限措置となります。

データ連携基盤活用型/マイナンバーカード高度利用型【TYPE2/3】

マイナンバーカードの普及が進んだ団体においては、地域のデジタル化に係る取組をより一層強力に展開できる環境が整えられていると考えられることから、全国的なモデルケースとなるようなデジタルを活用した先進的な取組を対象とするTYPE2/3については、**「申請率が2022年11月末の全国平均交付率以上かつ全住民への交付を目標として掲げていること」**を申請要件とします。

※地方創生推進タイプ（Society5.0型）についても同じ扱いとします

優良モデル導入支援型【TYPE1】

申請率が2022年11月末の全国平均を上回る場合、加点対象とし、申請率が高い団体に対して、より多く加点します。

※地方創生推進タイプ及び地方創生拠点整備タイプのうち、デジタル実装のための計画策定、開発実証を主内容とするものについても、同じ扱いとします

マイナンバーカード交付率の評価については、申請直前までの普及拡大の取組を可能な限り勘案する観点から、以下のとおりとする（各タイプごとの具体的な評価方法は次ページ以降のとおり）

- **全国平均交付率**については、「**11月末の全国平均“交付率”**」(**53.9%**)を基準とする。
(参考) https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/kofujokyo.html
- **上記基準への各団体の評価対象**は、「**計画申請直前の月末の“申請率”**」とする。
(なお、計画申請の前々月末の申請率が申請要件を満たしている場合には、前々月末の数値をもって申請することも可能とする。)

(※1)「申請率」の考え方

「申請率」については、「令和4年1月1日時点の各団体の人口」と

「マイナンバーカードの申請受付数（申請に不備等があるものを除かれた件数）」をもとに計算する。

（総申請受付数（申請に不備等があるものも含まれた件数）とは異なるため、留意すること。）

(※2)「申請件数」・「申請率」の確認方法

「申請件数」・「申請率」は、

- ・ 12月末時点の「申請件数」・「申請率」については1月6日（金）までに、
- ・ 1月末時点の「申請件数」・「申請率」については2月3日（金）までに

内閣府から各団体のデジ田担当部局に対しても周知する。

※各団体におけるカード普及促進に当たっての参考情報として、月次で総務省から各団体のマイナンバーカード担当部局に周知されているものと同様のもの

カード交付率の考え方について（マイナンバーカード利用横展開事例創出型）

「申請率7割以上」の時点については、具体的に以下のとおり評価する。

- 各団体の評価対象は、「計画申請直前の月末（＝1月末）の“申請率”」とする。

【時系列のイメージ】

11月

12月

1月

2月

★
12月7日
事務連絡

●
各団体に12月末
申請件数を周知

●
各団体に1月末
申請件数を周知

★
2月6日
申請書提出

評価対象とする
各自治体の申請率

●
1月末“申請率”

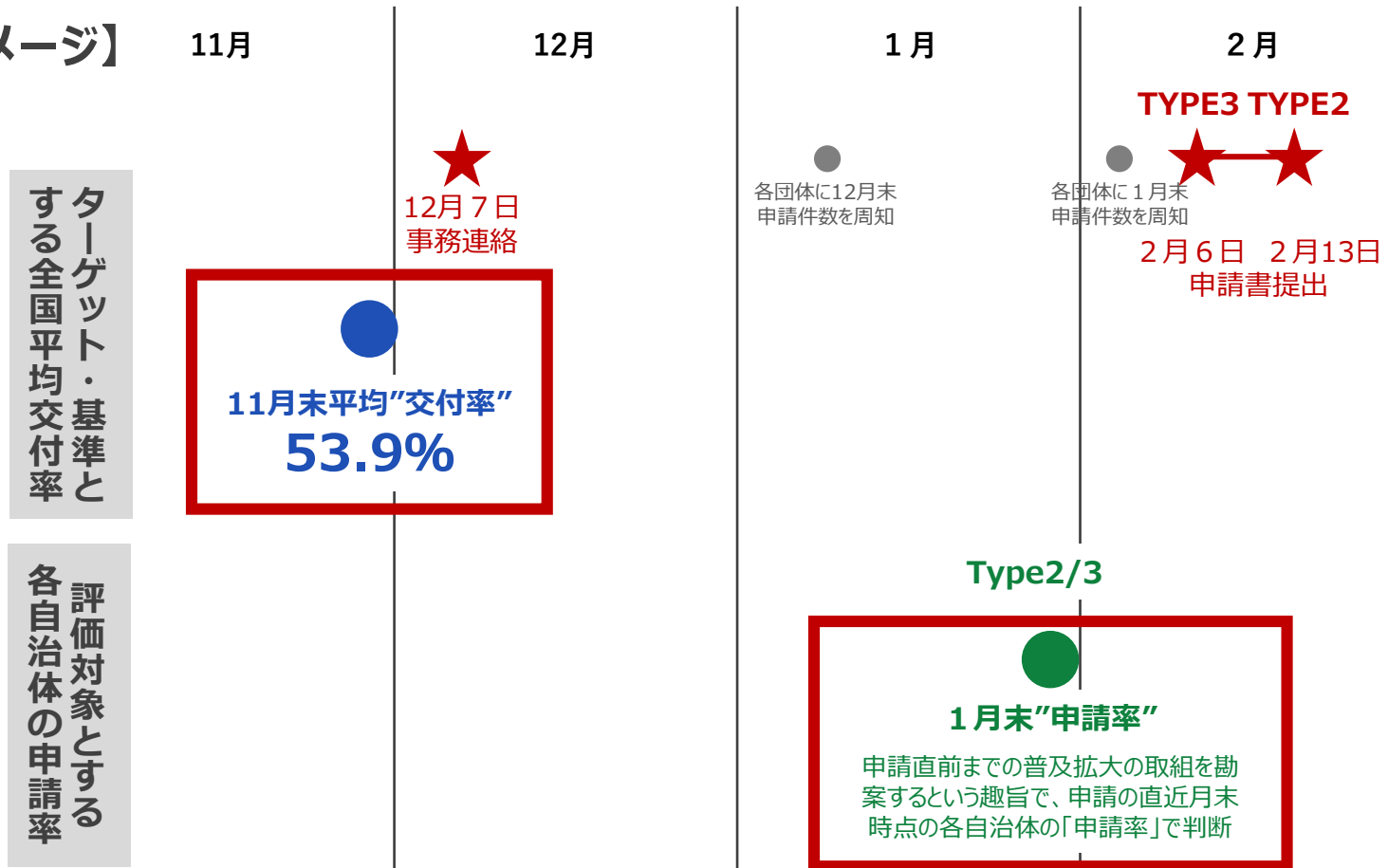
申請直前までの普及拡大の取組を勘案するという趣旨で、申請の直近月末時点の各自治体の「申請率」で判断

カード交付率の考え方について（TYPE2/3）

「現状交付率全国平均以上」の時点については、具体的に以下のとおり評価する。

- ターゲット・基準とする全国平均交付率については、「11月末の全国平均“交付率”（＝53.9%）」を基準とする。
- 各団体の評価対象は、「計画申請直前の月末（＝1月末）の“申請率”」とする。

【時系列のイメージ】



カード交付率の考え方について（TYPE1、地方創生テレワーク型）

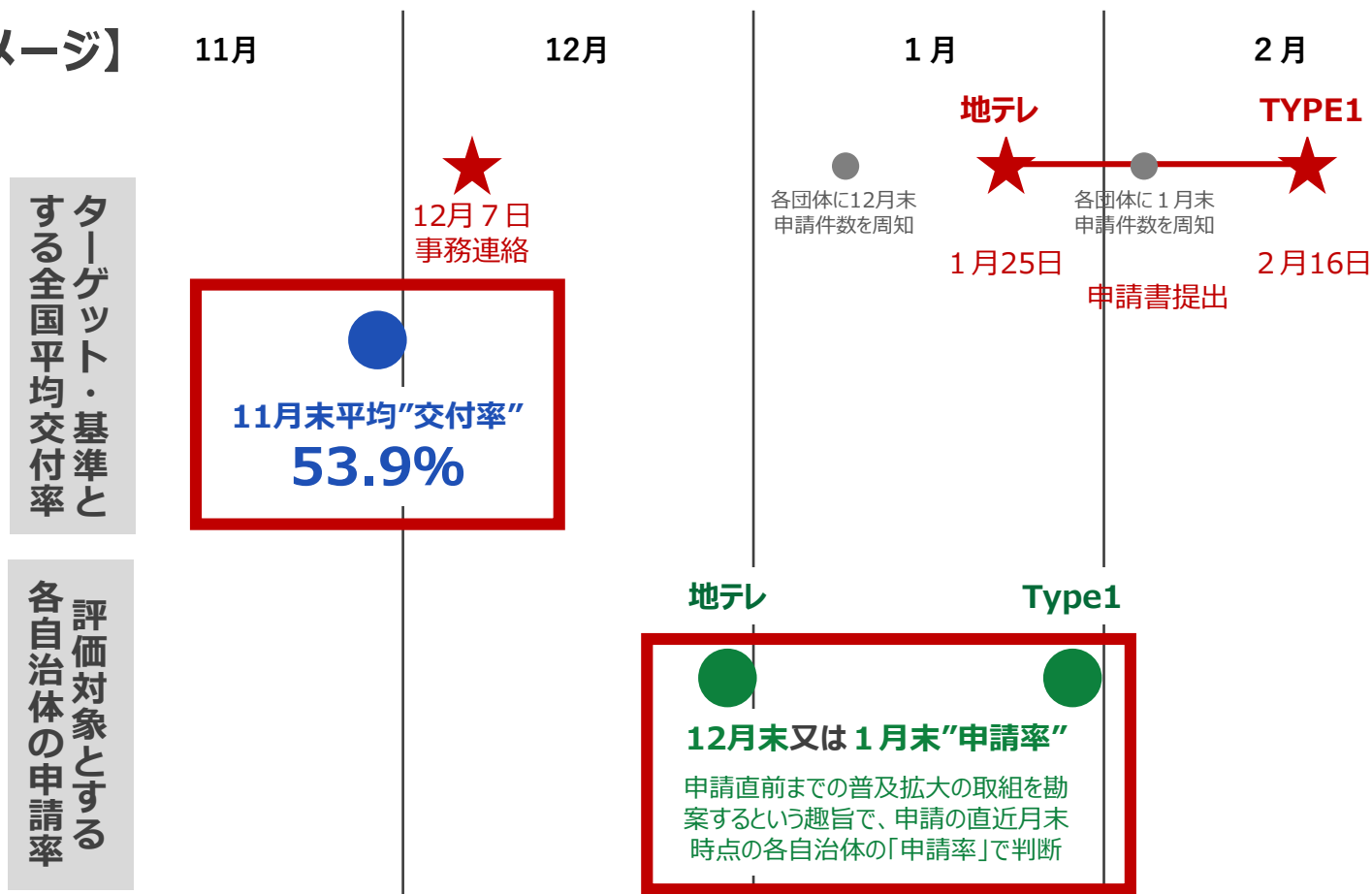


デジタル田園都市国家構想
DIGIDEN

「交付金の採択に当たって交付率を勘案」の時点については、具体的に以下のとおり評価する。

- ターゲット・基準とする全国平均交付率については、「11月末の全国平均**“交付率”**（＝53.9%）」を基準とする。
- 各団体の評価対象は、「計画申請直前の月末（＝12月末又は1月末）の**“申請率”**」とする。
- なお申請書提出締切り日の関係から、地テレは**12月末**申請率、Type1は**1月末**申請率とする。

【時系列のイメージ】

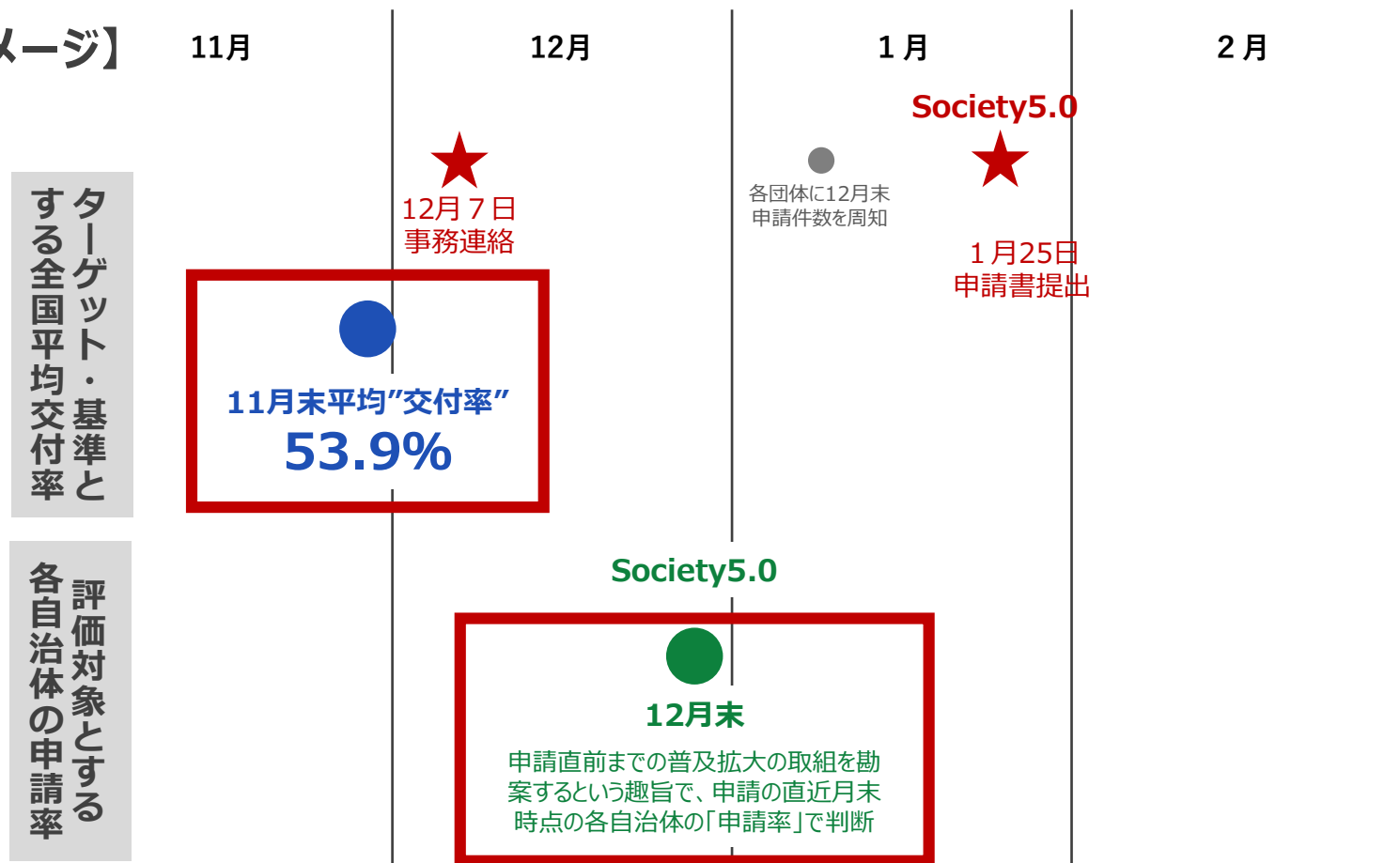


(参考) カード交付率の考え方について (地方創生推進タイプSociety5.0型)

「現状交付率全国平均以上」の時点については、具体的に以下のとおり評価する。

- ターゲット・基準とする全国平均交付率については、「11月末の全国平均“交付率” (= 53.9%)」を基準とし、12月の地方創生推進タイプの事務連絡発出時に示すこととする。
- 各団体の評価対象は、「計画申請直前の月末 (= 12月末) の“申請率”」とする。

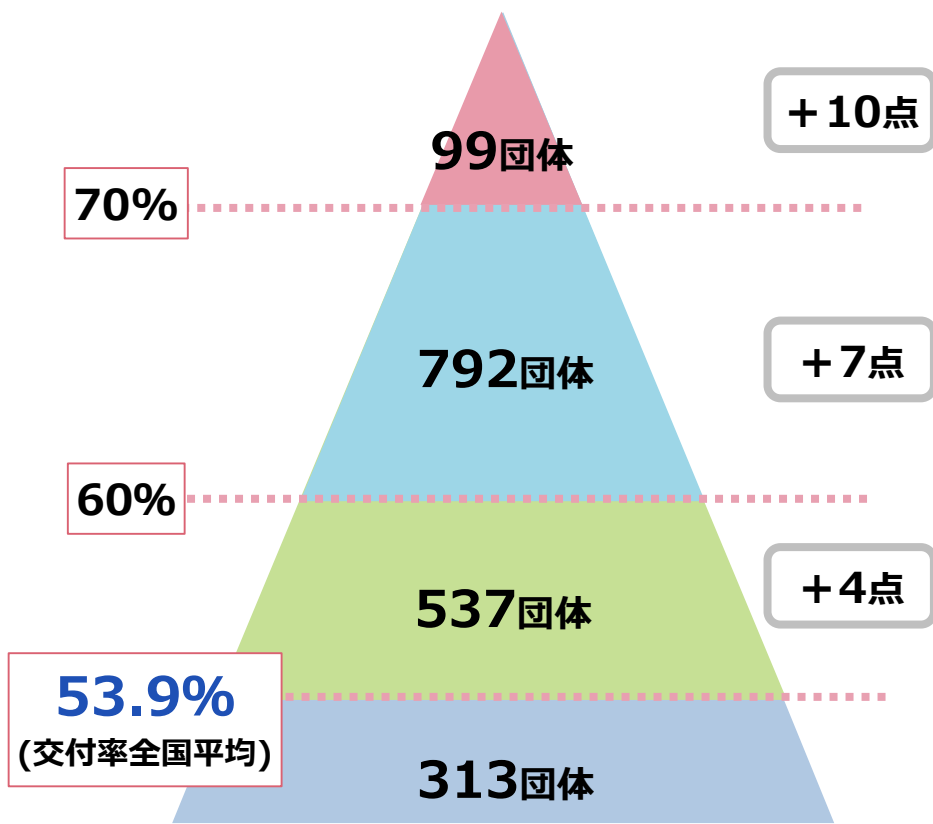
【時系列のイメージ】



デジタル実装タイプ：TYPE1のマイナンバーカード交付率の「勘案」の考え方

11月末のマイナンバーカード交付率の全国平均（53.9%※）を計画申請直前の月末（＝12月末又は1月末）申請率が上回る場合、加点対象とする。申請率が高い団体に対して、より多く加点する方式とすることで、更なる普及を促す

申請率の分布と加点イメージ



加点の考え方（TYPE1の場合）

■ 配点基準

申請率が高い団体に対して、より多く加点する方式とし、申請率に応じて3段階を設定

【①70%以上、②70%未満～60%以上、③60%未満～平均以上】

■ 配点のウェイト

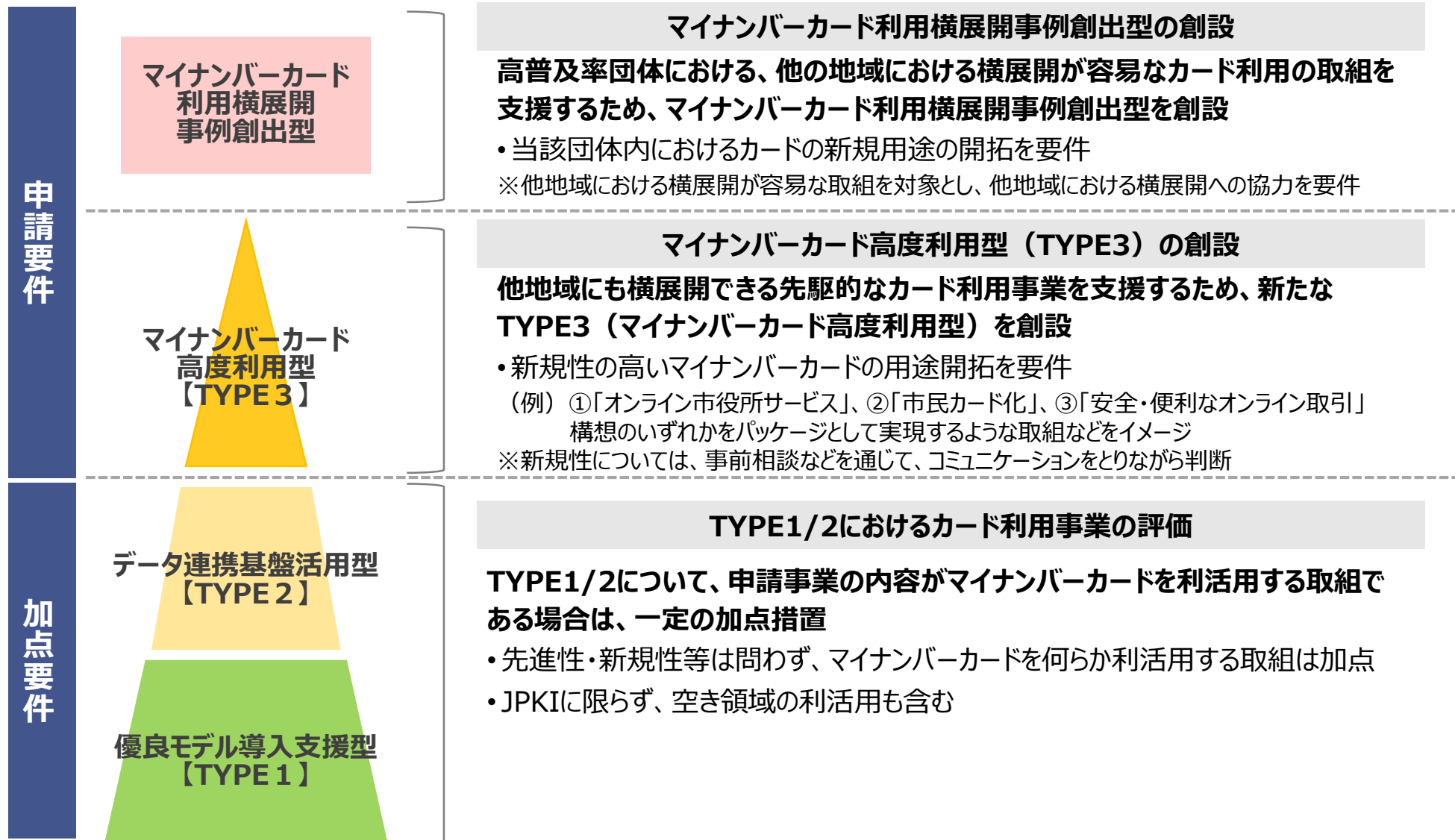
100点満点中、最大10点程度のウェイト

【イメージ：①10点、②7点、③4点を加点】

■ 平均に満たない団体に対する方針

全国平均（53.9%）未満の場合、加点無し

「デジタル社会のパスポート」であるマイナンバーカードの利便性向上・利用シーンの拡大を更に推進する観点から、マイナンバーカードの利用シーン拡大の取組を積極的に支援します



(参考) カード利用シーン拡大構想Ⅰ：「オンライン市役所サービス」構想

マイナンバーカードを基盤に、市役所に行かなくても良い、確実にサービスが届く社会をつくるために、まず、住民から市町村へ、オンライン申請できる基盤を構築し、さらに市町村から住民へ通知ができる仕組みをつくりま

1 様々な手続きが、いつでも、どこでも、スマホでスピーディーにできる

引っ越し：R4年度中全自治体で可能に

転出の際、市役所に赴く必要なし
転入の際、よりスピーディーに

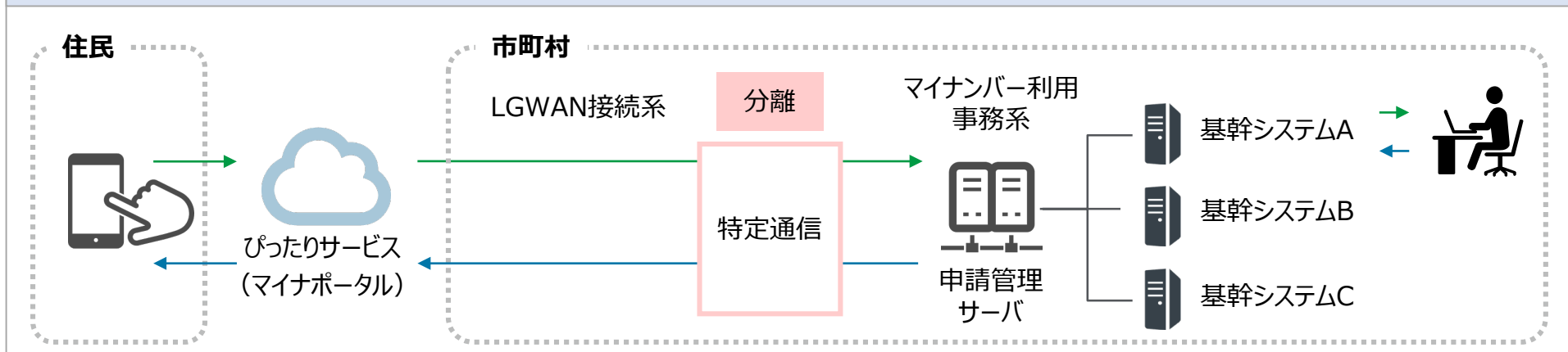


子育て・介護・災害等（31手続）：
R4年度中全自治体対応を目指す

その他手続き
R4～7年度頃
順次拡大

2 スマホに、市政だよりや、本人向けのお知らせ（接種案内、昨年出場のマラソン大会など）が届く

住所地の市町村からのお知らせが可能に【申請管理サーバを経由：法改正不要】：R4-7年度頃を目途
広く行政機関からのお知らせが可能に【情報提供ネットワークを経由：要番号法改正】：R4-7年度頃を目途



(参考) カード利用シーン拡大構想Ⅱ：「市民カード化」構想

マイナンバーカード1枚で、様々な市役所サービスが受けられる社会をつくるために、デジタル田園都市国家構想交付金を活用した取組を支援していきます。なお、暗証番号なしでのマイナンバーカード利用も推進するほか、市町村の要望への対応や、メリットや利用方法の助言を行います

- 別途、マイナンバーカードを、健康保険証、運転免許証、在留カード、各種資格証明書等として利用できるようにする取組も、デジタル社会実現に向けた重点計画（R4.6.7閣議決定）〈工程表〉に基づき、推進する。

(例) 様々な市役所サービスを受けられるようにする



図書館カード 印鑑登録証	現在、取組は数十団体 →R4-7年度頃 全国的展開を目指す
コンビニ交付	現在、対象人口は1億人 →R4-7年度頃 更なる拡大を目指す
その他、避難所受付等、 様々な利用	現在、先進自治体の取組 →R4-7年度頃 更なる拡大を目指す

マイナンバーカードの、様々な民間サービス・場面での利用拡大を図ります

1 様々な民間サービス・場面で利用できる

銀行口座開設、生保契約、
損保契約、信販契約など

現在：ネット証券の口座開設時の本人確認など、約140の民間事業者が利用
→R4年度から銀行口座開設、生保契約、損保契約、信販契約など様々な民間サービスでの利用を目指す

- 様々な顧客申込手続きが、スマホでスピーディにできる（厳格な本人確認等がスマホ上で可能）
 - 事業者は、顧客の変更後の住所等が把握できるようになる（R4年度目処に実現を目指す。本人同意が前提）
 - カードが手元になくても、スマホだけで手続きができるようになる（電子証明書スマホ登載。R4年度目処に実現を目指す）
- ※マイナンバーカードが持つ本人確認機能の民間ビジネスの様々な局面での利用を進めるため、電子証明書手数料を当面無料にする等を検討

例 メルペイの活用事例：銀行口座登録時の本人確認

ユーザーも事業者も早く、楽に、正確に手続きが可能



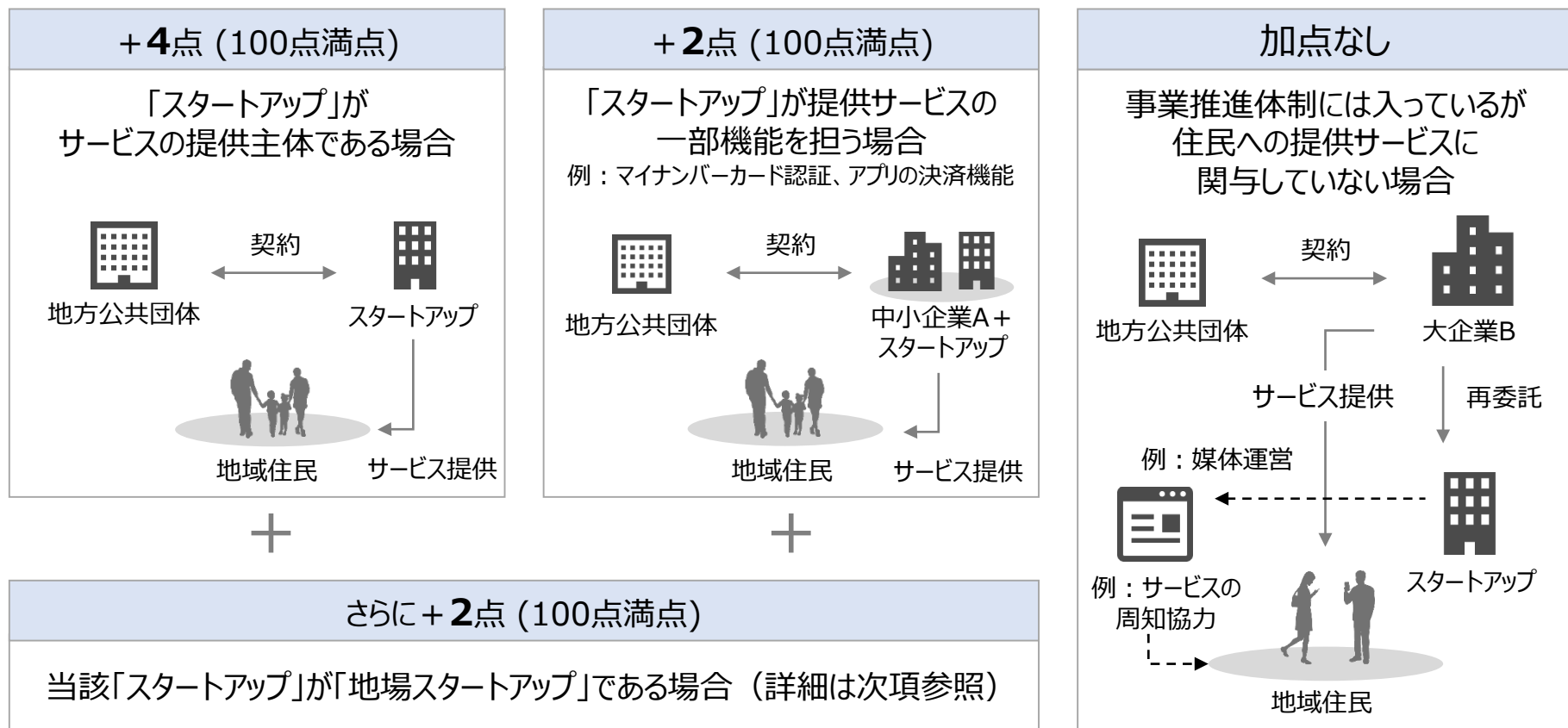
2 - 2 .スタートアップの活用



デジタル実装タイプ：TYPE1/2/3等 スタートアップの活用

地方において「スタートアップ」が活躍する機会を積極的に増やす観点から、申請事業により地域に実装するサービスの提供主体が「スタートアップ」である場合には（※要素機能のみ提供する場合も対象）、一定の「加点」を措置します

＜加点のイメージ＞ ※以下はTYPE1の配点イメージです



※上記ケースに当てはまらない場合は別途個別相談

■ 本交付金にて加点対象とする「スタートアップ」の要件

- 申請事業について、以下要件を満たす「スタートアップ」が主たるサービス提供者であること、または一部機能提供を担うことが確認できる場合、加点を行います
 - ・ 新しい技術やアイデアをもとに、地域の課題解決に主体的に取り組める企業であること
 - ・ 創業から15年以内であること
 - ・ 未上場であること
 - ・ 申請時にプロダクト（サービス含む）を市場に提供しており、本交付金事業終了までに地域へのサービス実装が実現できること

■ 本交付金にて加点対象とする「地場スタートアップ」の要件

- 上記の要件を満たす「スタートアップ」が、以下の要件のいずれかを満たす場合、地域での「スタートアップ・エコシステム」の担い手としての活躍を期待し、さらに加点を行います
 - ・ 申請主体である地方公共団体の位置区域で、事業の拠点（本社または支社機能の設置、ないしは1年以上のサテライトオフィス法人契約を締結済）を置いていること
 - ・ 3年以内に、申請主体である地方公共団体における、スタートアップを対象とした実証事業に採択実績があること（併せて、地方公共団体とスタートアップの間で、事業運営の継続性に係る今後の連携に関する協定を締結していること）
※なお、例えば「スタートアップ」が県の実証事業に採択され、県下の村をフィールドにて実証を行った場合は、当該県または当該村いずれも申請可能とする

以下の要件に該当する企業は「スタートアップ」の対象外とし、加点は行わない方針です

■ 「スタートアップ」の対象外とする要件

- 常時雇用する従業員数*が**500人以上**の企業（以下「対象外企業」という。）
- 発行済株式の総数の1/2超を「対象外企業」に保有されている企業、又は発行済株式の総数の2/3以上を複数の「対象外企業」に保有されている企業
※なおこの場合の「対象外企業」には、VC（ベンチャーキャピタル）は含まれない

*注）常時雇用する従業員数とは

正社員、パート、アルバイトなどの名称にかかわらず、以下の①または②のいずれかに該当する従業員を指す。

（事業主、法人の役員、臨時の従業員は含まない。）

① 期間の定めなく雇用されている者

② 過去 1 年以上の期間について引き続き雇用されている者または雇い入れ時から 1 年以上引き続き雇用されると見込まれる者

（一定の期間を定めて雇用されている者または日々雇用される者であってその雇用契約期間が反復更新されて、事実上①と同等と認められる者）

スタートアップの活用において、自治体からよくある質問は以下の通りです

- Q** スタートアップの「企業」の定義は何か。スタートアップの法人格に制限・条件はあるのか
- A** いわゆる「企業」、営利を目的として事業活動を行う組織であって、法人格を有するものが対象となりますが、その法人格の種類（株式会社・合同会社など）に特段の制限や条件を付すことは考えておりません。
(NPO法人等の非営利組織や法人格を有さない個人事業主は、加対象である「スタートアップ」企業には該当しません。加対象とならないだけで、これらの組織等が申請事業に係るサービスの提供主体となることは問題ありません。)
- Q** 地場スタートアップの要件における「本社または支社機能」の定義は何か
- A** 当該地域における継続的な拠点機能を有することを求めるものであり、登記上の本店や支店に限られず、実質的に本社又は支社の機能を果たす事務所又は事業所や、1年以上の長期法人契約を締結しているサテライトオフィスも含まれます。
- Q** スタートアップの対象外とする要件における、「常時雇用する従業員数」には、学生インターンやアルバイト、業務委託契約のスタッフは含まれるのか
- A** 期間の定めなく雇用されている者、または過去 1 年以上の期間について引き続き雇用されている者または雇い入れ時から 1 年以上引き続き雇用されると見込まれる者が該当します。従って、一定の期間を定めて雇用されているインターン、アルバイト、業務委託スタッフは含まれません。

スタートアップの活用において、自治体からよくある質問は以下の通りです

- Q** 本交付金の採択事業を公募する場合、スタートアップを優先的に調達するにはどのようにしたらよいか
- A** 採択事業に係る調達とは、各団体の責任において、それぞれの実情に応じて適切に実施していただくものであり、本交付金に関して特段の制約が課されるものでもありませんが、スタートアップを優先的に調達する手法として、例えば、以下のような取組が行われていると承知していますので、ご参考にいただければと存じます。
- トライアル発注制度（詳細は次ページ）
新製品の販路開拓を支援するため、随意契約による発注を可能とするための認定等を行う制度
 - 仕様書作成にあたる工夫
 - ✓ 採択事業において調達するサービスとして、（調達することを想定している）スタートアップの提供する特定のサービスを具体的に指定する
 - ✓ 採択事業において調達するサービスが満たすべき要件として、（調達することを想定している）スタートアップの提供する特定のサービスが有する特許や特長的な機能を具体的に指定する
- Q** 入札等調達のプロセスで、交付金採択事業をスタートアップが受託しなかった場合はどうなるのか
- A** 申請時に、スタートアップが主たるサービス提供者となること（※一部機能の提供を担う場合も含む）が確実であることを確認できることが必要です。例えば、トライアル発注制度の認定に基づき随意契約を締結することを示す資料や、上記のようなスタートアップの提供するサービスを調達するための工夫を盛り込んだ仕様書案などをエビデンスとして求めることを想定しています。

スタートアップの調達にあたり「トライアル発注制度」を活用している自治体もあります

■ 概要

➤ 目的

- 優れた技術を持ちながら実績がないために販路開拓に苦慮している中小ベンチャー企業やスタートアップ等を対象に、新製品の販路開拓を支援するため、**随意契約による発注を可能とするための認定等**を行う

➤ 背景

- 2003年に佐賀県にて導入され、ファーストステップとしての官公庁での受注実績による信用獲得により、採択後に売上が増える企業が約 4 割程度を占め、底上げに貢献した。
- 現在は「トライアル発注全国ネットワーク」として組織化し、団体間でノウハウ等を共有している（41の都道府県が参加）

➤ 参考法令：地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項（抜粋）

- （随意契約）第 167条の 2 地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。
- 新たな事業分野の開拓を図る者が新商品として生産する物品を買い入れる契約をするとき。

参照元	定義
令和4年度 東京都トライアル発注 認定制度	■ 認定対象者 ➤ 認定対象者は、以下のいずれかに該当する中小企業者 ・ 法人の場合：東京都内に本店または支店登記を有すること ・ 個人事業主の場合：東京都内に開業・廃業等届出書を提出していること ※東京都内事業所で実質的に事業を行っている者が対象 ※大企業が単独で発行株式総数又は出資総額の2分の1以上（複数の場合は3分の2以上）を所有又は出資している事業者は対象外 ■ 認定対象商品 ➤ 申請時において販売を開始してから5年以内の物品及び役務 ※認定対象商品とならないもの ・ 食品衛生法で規定する食品 ・ 医薬品医療機器等法で規定する医薬品・医薬部外品・化粧品及びそれに類するもの ・ 建設工事等における工法・技術 ・ 肌に塗布するもの ※過去に申請した同一商品については、再申請を行うことは不可（当該商品に機能等が付加され、ユーザーの視点から見て機能・性能が大幅に向上した場合は申請可能） ■ 認定を受けるメリット ➤ 東京都のホームページ等で認定商品を広くPRする ➤ 認定期間中、東京都の機関が競争入札によらない随意契約で購入・借入（物品の購入及び借入、役務の提供）することができる ➤ 認定商品の一部を東京都の機関が試験的に購入し評価する（トライアル発注事業） ※物品の借入は対象外

2 - 3 .地域間連携の促進

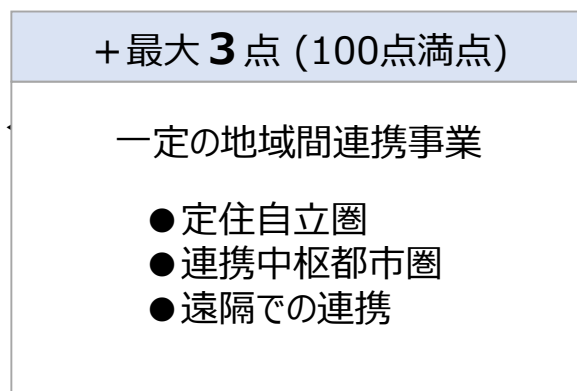


デジタル田园都市国家构想総合戦略の策定における議論を踏まえ、地域間連携を推進するため、一定の地域間連携事業について、加点や団体毎の申請上限数の枠外とする措置を講じます

- 定住自立圏や連携中枢都市圏に基づく地域間連携の取組
- 隣接していない地域間における遠隔での地域間連携の取組

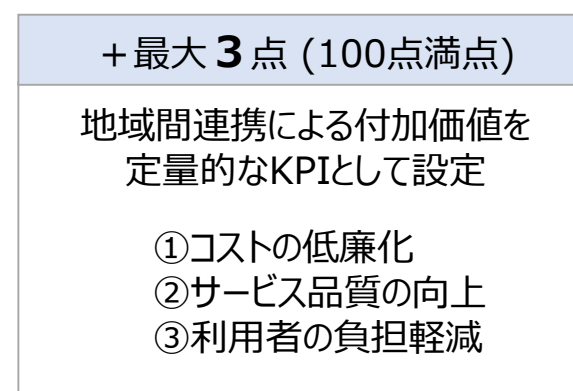
また、複数の団体による地域間連携事業による付加価値をKPIとして定量的に示すことができる場合にも加点します（上記の「一定の地域間連携事業」に該当する場合には重ねて加点）

＜加点のイメージ＞ ※以下はTYPE1の配点イメージ



※「一定の地域間連携事業」に該当する場合は
団体毎の申請上限数の枠外

+



※地域間連携による付加価値を示す必要があり、
団体毎に設定しているKPIを単純に合算しただけ
のものは加点対象外

■ 地域間連携の効果（メリット）の例

①コストの低廉化

- 複数の団体が共同でシステム・サービスを構築・運営をすることにより、開発・運営に掛かるコストを抑制（※システムの構築・運営費に加え、サービスに係る共通人件費（問合せ対応、データ管理等）も削減）

②サービス品質の向上

- 各地域で不足するアセットやノウハウを補完し合うことで、効率的にサービスを提供・運営（例：MaaSを提供する場合、同じ車両を平日利用のニーズが高いAのエリア、休日利用のBのエリア等で相互に利活用をすることにより、稼働率の向上やドライバーの稼働平準化等の効果が見込まれる）
- 地域の枠を越えてデータ連携することで、利用者にとってより付加価値の高いサービスを提供（例：地域観光アプリの場合：Aエリアを訪問した利用者の利用データから分析した本人の嗜好に基づき、Bエリアの推奨観光情報をプッシュ通知することで新たな訪問機会を創出し、関係交流人口の増加や地域経済の活性化を促す）

③利用者の負担軽減

- 従来は利用者は団体毎に申請手続等を行う必要があったが、複数の団体が共同してサービスを提供することによりワンストップでの対応が可能となり、利用者の手続等に係る負担を軽減
- 団体毎に利用するサービスの場合（例：地域独自アプリを通じ電子クーポンを利用）、利用者が各団体のサービス毎に利用方法の習得をする手間が不要となり、利用率や満足度の向上に寄与

2 - 4 .施策間連携の推進



デジタル田园都市国家构想総合戦略の策定における議論を踏まえ、施策間連携を推進するため、他省庁補助金等の関連する他政策との戦略的な連携を図る事業について、一定の「加点」を措置します

＜対象事業の例＞

- 地域のDX計画等において、他省庁の補助金を受けた事業と連携して取り組むとしている事業
- 主務大臣による認定を受けた施策間連携に関する事業計画に基づく事業

＜加点のイメージ＞ ※以下はTYPE1の配点イメージ

+ 最大6点 (100点満点)
一定の施策間連携事業 ● 他省庁補助金等の関連する他政策との戦略的な連携を図る事業

※申請書（実施計画）において、連携を図る事業の具体的な内容及び連携内容の記載を求める

2 - 5 .共通化・標準化の推進



デジタルを活用して地域の課題解決等を図るサービス・システムの共通化・標準化を推進する観点から、国等が定める標準仕様に準拠したサービスであって、ガバメントクラウド等を通じて全国共通に提供されるサービスを利用する事業に関して、一定の「加点」を措置します

具体的には、以下の2つのサービスのいずれかを利用する事業を対象とします

■ デジタル庁が提供する「窓口DXSaaS」

- 『書かない、待たない、回らない（ワンストップ）窓口』の実現に向けて、デジタル庁がガバメントクラウド上における共同利用システムとして提供予定の「窓口DXSaaS」を利用して、住民向けサービスを提供する事業

■ J-LISが提供する「コンビニ交付サービス」及び「被災者支援システム」

- J-LIS（地方公共団体情報システム機構）が自治体基盤クラウドシステム（BCL※）によって提供する「コンビニ交付サービス」又は「被災者支援システム」を利用して、住民向けサービスを提供する事業
(URL:<https://www.j-lis.go.jp/rdd/card/bcl/page/>)

※Basic Cloud systems for Local governmentの略称

＜加点のイメージ＞ ※以下はTYPE1の配点イメージ

+ 3 点 (100点満点)

国等により全国共通に提供されるサービス

- 窓口DXSaaS（デジタル庁）
- 「コンビニ交付サービス」または「被災者支援システム」（J-LIS）

※本加点措置は、デジタル庁が提供する「窓口DXSaaS」又はJ-LISが提供する「コンビニ交付サービス」及び「被災者支援システム」を利用することを前提とするものであり、事業採択後にこれら以外のサービスを利用する計画変更は認められないことに留意願います

3. デジタル実装タイプ TYPE1/2/3等の共通要件



交付対象者

地方公共団体

都道府県、市区町村又は一部事務組合若しくは広域連合をいい、港湾法第4条第1項の規定による港務局を含む。

申請上限数

都道府県

市町村（特別区を含む）

同一都道府県で最大9事業

同一市町村で最大5事業

- 上記はTYPE1、TYPE2、TYPE3、マイナンバーカード利用横展開事例創出型を含めた申請上限数を指す
 - ※ただし、地域間連携事業において、「一定の地域間連携事業」に該当する場合は団体毎の申請上限数の枠外
 - ※2/3は1団体1申請とすること

共通要件

- ✓ **デジタルを活用して地域の課題解決や魅力向上に取り組むものであること**
 - 当該事業の成果が地域の課題解決や魅力向上に資するものであることを複数年に渡って計測するためのKPIを設定していること
- ✓ **コンソーシアムを形成する等、地域内外の関係者と連携し、事業を実効的・継続的に推進するための体制が確立されているものであること**
 - 事業の実現に向けて、地方公共団体、民間事業者、地域の団体、国、専門家など、地域内外の関係者が参加・連携する体制を構築していること

交付対象事業費上限・補助率

種別	補助率	交付上限額
TYPE1	1/2	1事業あたり国費1億円（事業費ベース2億円）
TYPE2	1/2	1事業あたり国費2億円（事業費ベース4億円）
TYPE3	2/3	1事業あたり国費6億円（事業費ベース9億円）
マイナンバーカード 利用横展開事例創出型	10/10	1事業あたり国費3億円

地方負担

- デジタル実装タイプの地方負担分については、地方交付税の増額交付等の中での対応となる。
- これに伴い、令和3年度補正予算におけるデジタル田園都市国家構想推進交付金の地方負担分に充当可能とされていた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（国庫補助事業の地方負担分）は、デジタル実装タイプの地方負担分は対象とされていない。

KPI

- 事業の成果が地域の課題解決や魅力向上に資するものであることを複数年にわたって計測するためのKPIとして、適切なアウトプット指標（活動指標）及びアウトカム指標（成果指標）を設定すること
- それぞれのKPIの設定にあたって、以下の視点に留意
 - ✓ 「客観的な成果」を表す指標であること
 - ✓ 事業との「直接性」のある効果を表す指標であること
 - ✓ 「妥当な水準」の目標が定められていること

事業例	KPIの例	
	アウトプット指標（活動指標）	アウトカム指標（成果指標）
観光型MaaSによる観光振興	・ MaaSアプリ等の利用数	・ ユーザの利用満足度向上 ・ 観光客数、観光収入等の増加
センサーを活用した鳥獣害対策	・ 地元農家等の利用数	・ 鳥獣被害数の減少 ・ 稲作等の農作物の収穫量、収入の増大
母子健康手帳アプリによる子育て支援	・ アプリ、サービスの利用数	・ 子育て世帯の利用満足度向上 ・ 出生数・出生率の増加

対象経費

- デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、地域の個性を活かしたサービスを地域・暮らしに実装する事業の立ち上げに要する経費を単年度に限り支援。
- 事業遂行に必要な、設備・システム導入費、施設改修費などのハード経費、人件費、サービス利用費、外注費などのソフト経費、のいずれも支援対象とし、総事業費に対するハード経費割合の制限は設けない。

経費の具体例

- 実装事業の計画立案・修正等の経費
- 外部人材招聘経費（デジタル人材・チーム等への委嘱費用等）、その他人材確保等関係経費（人材マッチング等）
- 事業評価（KPI、Well-Being指標等）に要する経費
- 既存施設改修等の事業拠点整備経費
- 事業遂行に必要となる設備・備品の整備に関する経費
- 広報・PR経費、プロモーション経費（販売促進イベント、展示会等）、マーケティング等経費
- 事業の立ち上げに掛かる費用として単年度に支出するものであれば、例えば、複数年契約に基づくPCレンタル料やクラウドサービス利用料を複数年分一括して初年度に費用計上することが地方公共団体の会計ルール上適切に対応できる場合には、交付対象事業の実施計画期間としている3か年（実装計画期間1年、運営計画期間2年）を上限として対象経費に含めることが可能。

対象外経費

- 本交付金は、地域の個性を活かしたサービスを地域や暮らしに実装する事業を支援するものであり、実装を伴わない実証や調査のみに止まる事業の経費は対象外である
- また、以下の経費についても、原則として支援の対象外とする

対象外経費の具体例

- 人件費（地方公共団体の職員の人件費）
- 職員旅費（トップセールスに伴う随行旅費は除く）
- 従前から実施してきているイベントや地方都市において持ち回りで実施している会議等
- 特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するもの
- 施設や設備の整備、備品購入自体を主目的とするもの
- 貸付金又は保証金（繰上償還による保証金の過払い相当分の返金に伴う国庫返納を要するもの）、基金積立金
- 国の補助金等を受けている又は受けることが確定している事業に要する経費（なお、国による他の補助金等の対象となる可能性のある事業については、国による当該補助金等の利用を優先すること）
- 地域おこし協力隊員の人件費など、財政上の支援をうけている経費
- 用地取得（区分所有権の取得を含む）や造成に要する経費

4 .デジタル実装タイプ：各TYPE等の要件



4 - 1 .デジタル実装タイプ： TYPE1の要件



■ 他の地域等で既に確立されている優良なモデル・サービスを活用して、地域の個性を活かしたサービスを地域・暮らしに実装する取り組みであること

- 他の地域等において、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上を目的とし、地方公共団体等が関与して、既に実証、導入されているモデルやサービスを当該地域に迅速に横展開するものであること

※TYPE1の具体的な活用事例については、以下の資料をご参照願います。

- ・デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプTYPE1）採択事例集（第1版）
- ・デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）参考事例集（第1版）

【TYPE1の採択事例】

書かない窓口



地域アプリ



医療MaaS



ドローン配送



遠隔医療



基本情報

- ・ 申請者情報
- ・ 事業概要

サービス内容（政策目的への適合性）

- ・ 事業の実施によって解決を図る課題及び実現したい地域像
- ・ サービス内容（参考とした他の地域等で既に確立されている優良なモデル・サービス、地域独自の創意工夫）
- ・ 事業の成果を複数年にわたって計測するためのKPI
- ・ デジタル原則（構造改革のための基本原則）の遵守

推進体制

- ・ 庁内の推進体制、事業推進体制
- ・ PDCAの実施体制、PDCAの実施方法

事業計画（実装計画・運営計画）

- ・ 実装計画（実装までのプロセス・スケジュール、事業経費内訳）
- ・ 運営計画（中長期スケジュール、収支予定）

政策的優遇措置

- | | |
|-----------------|--------------|
| ・ マイナンバーカードの交付率 | ・ 地域間連携の促進 |
| ・ マイナンバーカードの利活用 | ・ 施策間連携の推進 |
| ・ スタートアップの活用 | ・ 共通化・標準化の推進 |

デジタル実装タイプ：TYPE1（申請要件）

	申請要件	確認方法
①	地域の課題解決や魅力向上に取り組むものであること	交付対象事業の実施により、どのような地域課題の解決に取り組むものであるのかが記載されているか
		交付対象事業の成果を複数年度に渡って計測するためのKPIが設定されているか
②	サービスを地域・暮らしに実装する取組であること	交付対象事業が地域住民に直接裨益するものであるか
③	他の地域等で既に確立されている優良なモデル・サービスを活用するものであること	交付対象事業の参考とした既存の優良モデル・サービスが具体的に記載されているか
④	事業を推進するための体制が確立されていること	コンソーシアムを形成する等、事業を推進するための体制が確立されているか
⑤	デジタル原則（構造改革のための基本原則）の遵守に取り組むこと	交付対象事業の実施にあたって、デジタル原則（構造改革のための基本原則）の遵守に取り組む旨を表明しているか （ ☐ チェックボックスへのチェックにより意志確認）

デジタル実装タイプ：TYPE1（評価項目）（1/2）



デジタル田園都市国家構想
DIGIDEN

評価項目		評価基準	配点	
1.	サービス内容 （政策目的への適合性）			20
①	取り組む地域課題及び 実現したい地域像の具体性	交付対象事業の実施により、解決に取り組む地域課題が明確かつ具体的に示されているか	3	6
		交付対象事業の実施により、将来的に実現したい地域像が明確かつ具体的に示されているか	3	
②	事業のKPIの適切性	アウトプット指標（事業に直接関連する活動指標（例：利用者数等））が適切に設定されているか	6	12
		アウトカム指標（事業により地域・住民にもたらされる裨益を示す成果指標（例：利用満足度等））が適切に設定されているか	6	
③	地域独自の創意工夫	参考とした既存の優良モデル・サービスの活用に際し、より効果的・効率的に導入・実施するため、地域独自で創意工夫した点があるか	2	2
2.	推進体制			21
①	推進体制	庁内における推進体制が確立されているか	6	15
		サービスを提供する民間事業者や地域の関係者を含め、事業を推進するための体制が構築できているか	9	
②	PDCAの実施体制・実施方法	交付対象事業の実施状況を評価・分析するためのPDCAサイクルの実施体制が構築されているか	3	6
		PDCAサイクルの実施方法が具体的かつ効果的なものであるか	3	

デジタル実装タイプ：TYPE1（評価項目）（2/2）



デジタル田園都市国家構想
DIGITOWN

評価項目		評価基準	配点	
3.	事業計画			21
①	実装計画 （事業立ち上げ初年度）	交付決定から仕様検討、入札、開発、試行など、実装までのスケジュールが具体的かつ現実的であるか	6	9
		交付対象事業費について、適切な経費項目に分類した上で、具体的に記載されているか	3	
②	運営計画 （交付対象事業終了後 （実装後）2年間）	2024年度及び2025年度におけるサービスの収支予定が具体的に記載されており、当該2年間におけるサービスの継続運営に掛かる費用の財源が確実かつ具体的に確保されているか	6	12
		2024年度及び2025年度における、サービスの利用拡大・改善に向けた取組が具体的に記載されているか	6	
4.	政策的優遇措置			38
①	マイナンバーカードの交付率	カード申請率が11月末のカード交付率の全国平均を上回る場合、申請率に応じて加点	10	10
②	マイナンバーカードの利活用	マイナンバーカードを何らか利活用する取組である場合	5	5
③	スタートアップの活用	スタートアップがサービスの提供主体の場合 （提供サービスの一部機能の提供を担う場合は2点加点）	4	6
		スタートアップが「地場スタートアップ」に該当する場合	2	
④	地域間連携の促進	「連携中枢都市圏構想」又は「定住自立圏構想」に基づく地域間連携事業である場合、若しくは隣接していない地域間における遠隔での連携事業である場合	3	6
		地域間連携による付加価値を定量的にKPIで示すことができる場合	3	
⑤	施策間連携の推進	地域ビジョンの実現に資する施策間連携事業であって、主務大臣による認定を受けた事業計画に基づく事業である場合	6	6
⑥	共通化・標準化の推進	国等が定める標準仕様に準拠したサービスであって、ガバメントクラウド等を通じて全国共通に提供されるサービスを利用する事業である場合	3	3
⑦	前回の採択状況	令和3年度補正採択事業数が0～1件の場合は2点、2～3件は1点を加点	2	2
			100点	

本交付金の政策目的（デジタル実装に取り組む地域の裾野の拡大、データ連携基盤の活用促進）を踏まえ、優良モデル導入支援型（TYPE1）の採択事業の重点化を図ります

■ 未採択団体等の優先採択

- デジタル実装に取り組む地域の裾野を更に広げる観点から、令和5年度においては、令和3年度補正分において未採択の地方公共団体等の事業を優先的に採択することとします。
 - ①未採択団体から申請された事業が採択基準を満たす場合、各団体につき少なくとも1事業は採択
 - ②令和3年度補正分において採択された事業がある団体についても、採択事業数が少ない場合には、事業数に応じて一定の「加点」を措置

■ R3補正にてTYPE2/3採択実績のある団体の扱い

- TYPE2/3は、データ連携基盤を活用した複数のサービス実装を伴う取組を支援するものであることに鑑み、令和3年度補正分においてTYPE2/3として採択された団体については、以下のとおり扱うこととします。
 - ✓ TYPE2/3事業において構築されるデータ連携基盤の活用を促す観点から、当該団体によるTYPE1申請は、原則として、申請事業が構築済みのデータ連携基盤を活用して行われるものである場合に限り、申請することが可能（当該データ連携基盤を活用しない場合は、その理由について合理的な説明を行うこと。）。

4 - 2. デジタル実装タイプ：TYPE2/3の要件



デジタル実装タイプ：TYPE2/3（要件）

- 【TYPE2/3共通】オープンなデータ連携基盤を活用し、複数のサービス実装により地域住民等のWell-Beingの向上を図る、モデルケースとなり得る取組であること
- 【TYPE3のみ】新規性の高いマイナンバーカードの用途開拓に資する取組であること

※TYPE2/3の具体的な活用事例については、以下の資料をご参照ください。

R3補正 デジタル田園都市国家構想推進交付金（デジタル実装タイプ）TYPE2/TYPE3全採択団体（27団体）事業概要

▼https://www.chisou.go.jp/sousei/about/mirai/pdf/denenkouhukin_saitaku_type23saitakujirei.pdf

【TYPE2/3の採択事例】

茨城県境町

モビリティ・物流分野



ドローン配送サービス
（新スマート物流）

自動運転バス
サービス

行政分野



出張役場
サービス
（行政MaaS）

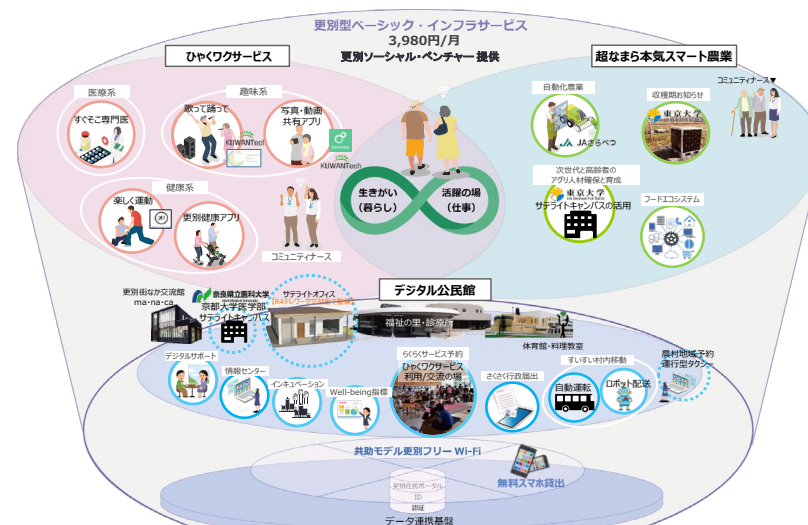
医療・ヘルスケア分野



出張医療サービス
（医療MaaS）

健康管理事業
フレイル予防事業

北海道更別村



1. 事業性に係る実施計画

- (1) 政策目的
 - 事業の実施によって解決したい課題又は実現したい地域の将来像
 - 事業の成果を複数年にわたって計測するためのKPI（3カ年分）、ビジネスモデル
- (2) 推進体制・PDCA
 - 庁内の推進体制、庁外を含む全体像、事業推進体制、PDCAの実施体制・方法（有効性を高める工夫）
- (3) 実装計画・運営計画
 - 実装計画（1年間）：実装までのプロセス・スケジュール、事業経費内訳
 - 運営計画（実装後2年間）：サービスの事業化・持続的提供に向けた取組、運営体制、経費負担
- (4) 政策的優遇措置
 - スタートアップの活用、地域間連携の促進、施策間連携の推進

2. モデル性に係る実施計画

- (1) デジタル原則及び共助条件の遵守に向けた考え方
 - デジタル原則の遵守、共助条件の遵守
- (2) データ連携基盤の構築及び相互運用性の確保に向けた考え方
 - 全体システム構成図、データ連携基盤、データモデルに準拠するためのプロセス、オープンデータ提供
- (3) サービス設計等の適切性
 - 適切なUI/UXを実現できる体制、利用者ニーズを踏まえたサービス改善体制、デジタルデバйд対策に関する取組
 - プライバシーの確保、セキュリティ対策、中核的経営人材
- (4) データ連携による付加価値の創出
 - データ連携による創出される付加価値、データ連携における工夫
 - Well-Being指標の活用
- (5) 政策的優遇措置
 - マイナンバーカードの利活用、共通化・標準化の推進

1. 事業性審査

＜申請要件＞ 各要件につき、○×評価

地域の課題解決や魅力向上に取り組むものであること

サービスを地域・暮らしに実装する取組であること

事業を実効的・継続的に推進するための体制が
確立されているものであること

＜評価項目＞ 計50点満点で評価

サービス内容（政策目的への適合性）
取り組む地域課題及び実現したい地域像、K P I の適切性等

推進体制
推進体制、P D C A の実施体制・実施方法 等

事業計画
実装計画（事業立ち上げ初年度）
運営計画（交付対象事業終了後（実装後）2年間 等

政策的優遇措置
スタートアップの活用、地域間連携の促進、施策間連携の推進 等

2. モデル性審査

＜申請要件＞ 各要件につき、○×評価

マイナンバーカードの申請率が全国平均交付率以上であること 等
【TYPE3のみ】新規性の高いマイナンバーカードの用途開拓

デジタル原則、共助条件の遵守に取り組むこと

オープンなデータ連携基盤上で、複数のサービス提供事業者が異なる
サービスを提供するものであること

適切なセキュリティ対策を実施するものであること
中核的経営人材が存在していること

Well-Being指標を活用すること

＜評価項目＞ 計50点満点で評価

データ連携基盤の構築及び相互運用性の確保
相互運用性の確保、オープンデータの提供 等

サービス設計等の適切性
UI/UXの適切性、サービス改善の適切性 等

付加価値創出
データ連携により創出される付加価値の大きさ、市民の巻き込み 等

政策的優遇措置
マイナンバーカードの利活用、共通化・標準化の推進 等

デジタル実装タイプ：TYPE2/3（事業性評価：申請要件）

	申請要件	確認方法
①	地域の課題解決や魅力向上に取り組むものであること	交付対象事業の実施により、どのような地域課題の解決に取り組むものであるのかが記載されているか
		交付対象事業の成果を複数年度に渡って計測するためのKPIが設定されているか
②	サービスを地域・暮らしに実装する取組であること	交付対象事業が地域住民に直接裨益するものであるか
③	事業を推進するための体制が確立されていること	コンソーシアムを形成する等、事業を推進するための体制が確立されているか

デジタル実装タイプ：TYPE2/3（事業性評価：評価項目）（1/2）



デジタル田園都市国家構想
DIGITOWN

	評価項目	評価基準	配点	
1.	サービス内容 （政策目的への適合性）			9
①	取り組む地域課題及び 実現したい地域像の具体性	交付対象事業の実施により、解決に取り組む地域課題や将来的に実現したい地域像が明確かつ具体的に示されているか	3	3
②	事業のKPIの適切性	全てのサービスについて、アウトプット指標（事業に直接関連する活動指標（例：利用者数等））が適切に設定されているか	3	6
		全てのサービスについて、アウトカム指標（事業により地域・住民にもたらされる裨益を示す成果指標（例 利用満足度等））が適切に設定されているか	3	
2.	推進体制			14
①	推進体制	庁内における推進体制が確立されているか	3	8
		サービスを提供する民間事業者や地域の関係者を含め、事業を推進するための体制が構築できているか	3	
		中核的経営人材を支え、事業全体の進捗を調整・管理するPMOが存在しているか	2	
②	PDCAの実施体制・実施方法	交付対象事業の実施状況を評価・分析するためのPDCAサイクルの実施体制が構築されているか	3	6
		PDCAサイクルの実施方法が具体的かつ効果的なものであるか	3	

デジタル実装タイプ：TYPE2/3（事業性評価：評価項目）（2/2）



デジタル田園都市国家構想
DIGITOWN

評価項目		評価基準	配点	
3. 事業計画				15
①	実装計画 （事業立ち上げ初年度）	データ連携基盤の構築及び複数のサービスごとに、交付決定から仕様検討、入札、開発、試行など、実装までのスケジュールが具体的かつ現実的であるか	3	6
		交付対象事業費について、データ連携基盤の構築及び複数のサービスごとに、適切な経費項目に分類した上で、具体的に記載されているか	3	
②	運営計画 （交付対象事業終了後 （実装後）2年間）	2024年度及び2025年度におけるサービスの収支予定がサービスごとに具体的に記載されており、当該2年間におけるサービスの継続運営に掛かる費用の財源が確実かつ具体的に確保されているか	3	9
		2024年度及び2025年度における、サービスの利用拡大・改善に向けた取組が具体的に記載されているか	3	
		将来的に、サービスが自立して継続的に運営されていくためのビジネスモデルが確立されているか	3	
4. 政策的優遇措置				12
①	スタートアップの活用	スタートアップがサービス全体の提供主体の場合 （提供サービスの一部を担う場合は1点加点）	2	4
		スタートアップが「地場スタートアップ」に該当する場合	2	
②	地域間連携の促進	「連携中枢都市圏構想」又は「定住自立圏構想」に基づく地域間連携事業である場合、若しくは隣接していない地域間における遠隔での連携事業である場合	2	4
		地域間連携による付加価値を定量的にKPIで示すことができる場合	2	
③	施策間連携の推進	地域ビジョンの実現に資する施策間連携事業であって、主務大臣による認定を受けた事業計画に基づく事業である場合	4	4
			50点	

	申請要件	確認方法
①	マイナンバーカードの申請率が全国平均交付率以上であること	・主たる申請者である地方公共団体の2023年1月末の申請率が2022年11月末の全国平均の交付率以上である、かつ、全住民への交付を目標として掲げているか （2022年12月末時点で申請率が2022年11月末の全国平均の交付率以上である地方公共団体については、2022年12月末時点の申請率を記載することも可）
②	デジタル原則（構造改革のための基本原則）の遵守に取り組むこと	・交付対象事業の実施にあたり、デジタル原則（構造改革のための基本原則）の遵守に取り組む旨を表明しているか（☑チェックボックスへのチェックにより意志確認）
③	共助条件の遵守に取り組むこと	・複数の事業者が連携し、サービスの生活実装に取り組む旨のビジョンが明示されているか
④	オープンなデータ連携基盤を活用して、複数のサービス提供事業者が異なるサービスを提供するものであること	・デジタル庁の提供するデータブローカー機能を採用するものであるか - または、同様の機能を有する既存のデータブローカー機能を活用するものであり、かつ、①当該データブローカー機能とアプリケーション間及びアプリケーション同士間のいずれにおいてもデータ連携を可能にするオープンAPIを提供するもの、若しくは、②アプリケーション同士間におけるデータ連携を可能とするオープンAPIを通じ、複数の地域のデータ連携基盤間のデータ連携を実現するものであるか ・データ連携基盤上で複数のサービス提供事業者が異なるサービスを提供するものであるか ・データ連携基盤が特定分野に特化したものではなく、汎用的に幅広い分野のサービスとの接続が可能なものであるか。 ・データ連携基盤で扱われるデータが、政府の提供するGIF又はデータ連携のための標準（データモデル）に準拠しているか（例：FIWARE、OASC等）。 ・事業により得られたデータについてオープンデータとして提供しているか。 ・データ連携基盤自体がサステナブルに提供可能であるための構築・運用計画が明示されているか。



	申請要件	確認方法
⑤	適切なセキュリティ対策を実施するものであること	・「スマートシティセキュリティガイドライン（第2.0版）」に準拠した適切なセキュリティ対策を実施するものであるか ・個人情報の適切な取扱いやプライバシーを確保するための具体的な取組が講じられているか
⑥	中核的経営人材が存在していること	・地域課題の設定、データ連携基盤の構築、複数事業者による異なるサービス実装、データ連携による付加価値創出等、事業全体を企画・推進する中核的経営人材（チーフアーキテクトなど、プロジェクト全体を中心的に進める人材）が存在するか
⑦	Well-Being指標を活用すること	・Well-Being指標について、デジタル庁が準備するサイトやアンケート票などを用いて計測を行う予定としているか。 - ただし、既存の取組として行っているアンケートなどの取組がある場合には、項目の追加やデジタル庁が公開する項目への対応などを示すことでも可とする。 ・取得したWell-Being指標により取組を評価する予定としているか。
⑧	【TYPE3のみ】新規性の高いマイナンバーカードの用途開拓	・新規性の高いマイナンバーカードの用途開拓がされているか

デジタル実装タイプ：TYPE2/3（モデル性評価：評価項目）（1/2）



デジタル田園都市国家構想
DIGIDEN

評価項目		評価基準	配点	
1.	データ連携基盤の構築及び相互運用性の確保			11
①	相互運用性の確保	・データ連携基盤の構成として相互運用性が確保されているか。	5	5
②	オープンデータの提供	・利用者目線で見ても利用価値の高いデータがオープンデータとして利用しやすい形式で提供がされているか。	3	3
③	データ連携基盤の資金的持続性の確保	・データ連携基盤自体が持続可能な提供可能であるための構築・運用計画が明示されているか。	3	3
2.	サービス設計等の適切性			10
①	UI/UXの適切性	・民間サービスと連携する等、適切なUI/UXが実現できる体制が構築されているか。	3	3
②	サービス改善の適切性	・利用者のニーズ等を踏まえてアジャイルにサービスを改善していくための体制が構築されているか。	3	3
③	中核的経営人材	・民間人材の中核的経営人材が存在し、本事業に十分な時間数を費やす見込みになっているか。	4	4

デジタル実装タイプ：TYPE2/3（モデル性評価：評価項目）（2/2）



デジタル田園都市国家構想
DIGIDEN

評価項目		評価基準	配点	
3. 付加価値創出				19
①	データ連携により創出される付加価値の大きさ	・本事業で実装される、複数事業者によって提供される異なるサービス間において、データ連携を行うことにより創出される付加価値を示すことができるものであるか	5	8
		・データ連携に工夫が見られるか。	3	
②	市民の巻き込み	・市民がサービスを利用しているシーンが具体的にになっているなど市民の目線で巻き込みができているか。	6	6
③	Well-Being指標の活用	・俯瞰、因子の探し出し、ストーリーの可視化、ディスカッション、施策の決定、モニタリングなどWell-Being指標を有効に活用する予定が具体的にになっているか。	5	5
4. 政策的優遇措置				10
①	【TYPE2のみ】マイナンバーカードの利活用	・マイナンバーカードを何らかに利活用する取組であるか	6	6
②	【TYPE3のみ】マイナンバーカード利用の先行事例としての横展開モデル性	・マイナンバーカード利用の先行事例としての横展開モデル性があるかどうか	6	
③	共通化・標準化の促進	・ガバメントクラウド上で提供される、国が定める標準仕様に準拠したサービスを活用するか	4	4
			50点	

4 - 3 .デジタル実装タイプ：

マイナンバーカード利用横展開利用創出型の要件



デジタル実装タイプ：マイナンバーカード利用横展開事例創出型（概要）



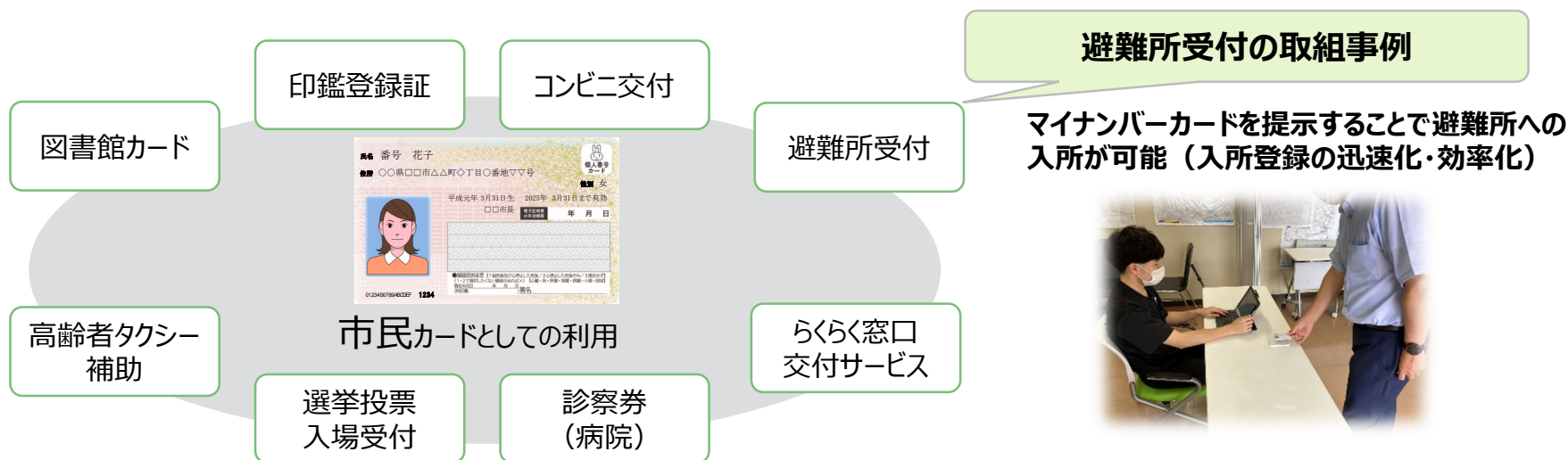
デジタル田園都市国家構想
DIGIDEN

目的	マイナンバーカードの普及率が高い団体において、普及率が高いからこそ実施するメリットが大きいマイナンバーカードの利用の取組を実施し、全国への横展開モデルとなるマイナンバーカード利用の先行事例を作る
対象団体	マイナンバーカードの申請率7割以上
対象事業	高普及率団体が実施する「当該団体内におけるカードの新規用途の開拓」かつ「他の地域における横展開が容易な取組」を対象とする。 ※他地域における横展開への協力を要件
支援内容	事業費：3億円（補助率10/10）

活用例：「市民カード化」構想

一例として、マイナンバーカード1枚で様々な市役所サービスが受けられるようにする「市民カード化」構想の取組などを想定

活用例



- マイナンバーカードの1月末の申請率が7割以上であること。
- 当該団体内におけるマイナンバーカードの新規用途開拓がされていること
- 他の地域における横展開が容易な取組であること
- 他の地域への横展開に協力すること
 - 仕様の公開、問合せ対応など他の地域への横展開に関する協力をする予定があること。
 - 本事業での取り組みについては他地域で同様のサービスを実装しようとした際に参考とできるよう、どのようなプロセスでどのような関係者とどのように取組を進めたのかをナレッジとして取りまとめ、手順書としても利用可能な形の資料を公開する、サービスやシステムについての仕様を公開する、他地域からの問合せや視察に対応するなど、協力内容について具体的に記載すること。

デジタル実装タイプ：マイナンバーカード利用横展開事例創出型(実施計画書概要)

国家構想

基本情報・事業概要

- ・ 申請者情報
- ・ 事業名、事業概要、サービス情報
- ・ 事業の実施によって解決したい、実現したい地域の将来像
- ・ K P I（3カ年分）／設定したK P Iが事業の成果等を計測するのに適する理由
- ・ デジタル原則（構造改革のための基本原則）の遵守に向けた検討状況

推進体制・PDCA

- ・ 庁内の推進体制、庁外を含む全体像、事業推進体制、PDCAの実施体制、方法（有効性を高める工夫）

実装計画・運営計画

- ・ 実装計画（1年間）実装までのプロセス・スケジュール、事業経費内訳
- ・ 運営計画（実装後2年間）運営体制・スケジュール、事業経費内訳、負担経費の考え方

マイナンバーカード

- ・ マイナンバーカードの利活用事業
- ・ 横展開を図るべきモデルである根拠等、他の地域への横展開に関する協力、横展開のしやすさ

政策的優遇措置

- ・ スタートアップの活用、地域間連携、施策間連携、共通化・標準化の推進

デジタル実装タイプ：マイナンバーカード利用横展開事例創出型（申請要件）（1/2）

	申請要件	確認方法
①	地域の課題解決や魅力向上に取り組むものであること	・交付対象事業の実施により、どのような地域課題の解決に取り組むものであるかが記載されているか ・交付対象事業の成果を複数年度に渡って計測するためのKPIが設定されているか
②	サービスを地域・暮らしに実装する取組であること	・交付対象事業が地域住民に直接裨益するものであるか
③	事業を推進するための体制が確立されていること	・コンソーシアムを形成する等、事業を推進するための体制が確立されているか
④	デジタル原則（構造改革のための基本原則）の遵守に取り組むこと	・交付対象事業の実施にあたり、デジタル原則（構造改革のための基本原則）の遵守に取り組む旨を表明しているか（☐チェックボックスへのチェックにより意志確認）

デジタル実装タイプ：マイナンバーカード利用横展開事例創出型（申請要件）（2/2）

	申請要件	確認方法
⑤	マイナンバーカードの申請率	・地方公共団体の2023年1月末の申請率が7割以上であるか （2022年12月末時点で申請率が7割以上である地方公共団体については、2022年12月末時点の申請率を記載することも可）
⑥	当該団体内におけるカードの新規用途開拓	・当該団体内におけるカードの新規用途開拓がされているか
⑦	他の地域における横展開が容易な取組	・他の地域における横展開が容易な取組かどうか
⑧	他の地域への横展開に関する協力	・仕様の公開、問合せ対応など他の地域への横展開に関する協力をする予定があるかどうか 本事業での取り組みについては他地域で同様のサービスを実装しようとした際に参考とできるよう、どのようなプロセスでどのような関係者とどのように取組を進めたのかをナレッジとして取りまとめ、手順書としても利用可能な形の資料を公開する、サービスやシステムについての仕様を公開する、他地域からの問合せや視察に対応するなど、協力内容について具体的に記載すること。

デジタル実装タイプ：マイナンバーカード利用横展開事例創出型（評価項目）（1/2）

評価項目		評価基準	配点	
1.	サービス内容 （政策目的への適合性）			12
①	取り組む地域課題及び実現したい地域像の具体性	・交付対象事業の実施により、解決に取り組む地域課題が明確かつ具体的に示されているか	3	6
		・交付対象事業の実施により、将来的に実現したい地域像が明確かつ具体的に示されているか	3	
②	事業のKPIの適切性	・アウトプット指標（事業に直接関連する活動指標（例：利用者数等））が適切に設定されているか	3	6
		・アウトカム指標（事業により地域・住民にもたらされる裨益を示す成果指標（例 利用満足度等））が適切に設定されているか	3	
2.	推進体制			12
①	推進体制	・庁内における推進体制が確立されているか	3	6
		・サービスを提供する民間事業者や地域の関係者を含め、事業を推進するための体制が構築できているか	3	
②	PDCAの実施体制・実施方法	・交付対象事業の実施状況を評価・分析するためのPDCAサイクルの実施体制が構築されているか	3	6
		・PDCAサイクルの実施方法が具体的かつ効果的なものであるか	3	
3.	事業計画			12
①	実装計画 （事業立ち上げ初年度）	・交付決定から仕様検討、入札、開発、試行など、実装までのスケジュールが具体的かつ現実的であるか	3	6
		・交付対象事業費について、適切な経費項目に分類した上で、具体的に記載されているか	3	
②	運営計画 （交付対象事業終了後（実装後）2年間）	・2024年度及び2025年度におけるサービスの収支予定が具体的に記載されており、当該2年間におけるサービスの継続運営に掛かる費用の財源が確実かつ具体的に確保されているか	3	6
		・2024年度及び2025年度における、サービスの利用拡大・改善に向けた取組が具体的に記載されているか	3	

デジタル実装タイプ：マイナンバーカード利用横展開事例創出型（評価項目）（2/2）

評価項目	評価基準	配点	
4. 政策的優遇措置			64
① マイナンバーカード利用の先行事例としての横展開モデル性	【横展開を図るべきモデルであること】 ・利便性向上などのサービス導入の効果が高いといった横展開を図るべき取組であるかどうか。	18	46
	【横展開への協力】 ・他の地域への横展開への協力として有益かつ具体的な内容になっているかどうか。	18	
	【横展開のしやすさ】 ・導入に当たって過度な負担を要さないなど、横展開がしやすいモデルとなっているか（横展開対象として想定される地方公共団体のターゲットの想定があれば、合わせて記載）。	10	
② スタートアップの活用	・スタートアップがサービス主体の場合は3点、提供サービスの一部機能提供を担う場合は1点、を加点	3	5
	・スタートアップが「地場スタートアップ」に該当する場合は2点、を加点	2	
③ 地域間連携の促進	・「連携中枢都市圏構想」又は「定住自立圏構想」に基づく地域間連携事業である場合、若しくは隣接していない地域間における遠隔での連携事業である場合、2点を加点	2	5
	・地域間連携による付加価値を定量的にKPIで示すことができる場合は最大3点、を加点	3	
④ 施策間連携の推進	・地域ビジョンの実現に資する事業であって、主務大臣による認定を受けた事業計画に基づく事業である場合、5点を加点	5	5
⑤ 共通化・標準化の促進	・国等が定める標準仕様に準拠したサービスであって、ガバメントクラウド等を通じて全国共通に提供されるサービスを利用する事業である場合、3を加点	3	3
		100点	

5.【参考 1】計画申請にあたるポイント





1 解決したい地域の課題を特定する

- ✓ 地域住民や事業者へのヒアリング等をもとに課題を把握し、達成すべき目標を立てる
- ✓ 庁内での推進体制を構築し、地域のステークホルダーへの働きかけを行う

2 サービスの選定・実装にあたる検討を行う

手段と目的の整理

- ✓ 目的の達成のため、手段としてどんなサービスが有効か、複数候補を挙げて検討する

サービスの選定

- ✓ サービスについて情報収集を行い、精査する
(他自治体の類似事例等)
- ✓ サービス提供事業者の目途を付ける

サービスの実装に向けた検討

- ✓ 継続的なサービス運営に向け、適切なビジネスモデルや推進体制について具体化を行う

3 事業組成・計画申請書作成を行う

効果の具体化・KPIの設定

- ✓ サービス実装により地域住民に対してどんな効果が期待できるかを具体化
- ✓ 客観的成果かつ妥当な水準目標を設定
- ✓ 事業との因果関係が適切な指標を設定

事業に求める要素の整理

- ✓ 政策目的に対するサービスの適合性
- ✓ 事業・推進体制の実現・持続可能性
- ✓ 経費および実装・運営計画の適切性

実現したい地域の将来像イメージ

計画申請にあたりつまづきやすいポイント（1/2）

本交付金の必須要件において指摘が多い事項は以下の通りであり、計画提出〆切までに修正がなされていない場合は、要件未達として不採択になる場合があります

デジタルを活用したサービスが
住民に裨益されることが
特定できない



- ・ **デジタルを活用したサービスが住民に提供**され、地域に実装される取り組みであることが必須
NG例：高齢者向けのスマートフォン教室
- ・ 幅広すぎる／具体化されておらず、**不特定多数に向けた補助スキーム**は認められない
NG例：デジタル人材育成事業（目的不明）
OK例：ドローンを活用した農業DX事業およびドローン操縦者育成事業を抱き合わせで実施

既に確立されている
優良なモデル・サービスの
横展開ではない



- ・ 本交付金は、横展開での地域へのサービス実装により、スムーズかつスピーディーな地域のデジタル推進を目的としているため、**新規でのサービス実証や研究開発に留まるものは要件を満たさない**
NG例：ゼロベースでの観光アプリの開発
- ・ 参考事例欄において、地域に実装するサービスとは極めて関連性が低いサービスやモデルが記載されている場合はNG

計画申請にあたりつまづきやすいポイント（2/2）

事前相談において、ブラッシュアップに向けた指摘が多い事項は以下の通りです

KPI設定が不適切



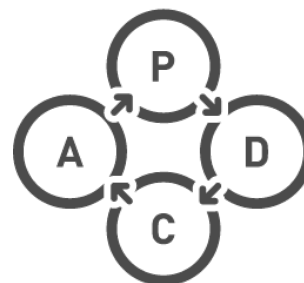
- 行政内部の目標をKPIとして設定しており、地域住民への効果が確認できない
- サービス実装までの通過点や実装すること自体をKPIに設定しており、事業の成果が地域の課題解決や魅力向上に資するものであることが確認できない

次年度以降の計画が不透明



- 次年度以降どのように事業を継続的に運営していくのか、推進体制・構成員等が具体的に記載されていない
- 次年度以降の収支計画において、歳出は記載されているものの、歳入の記載がなく、次年度以降継続して運営可能かが不明

PDCAサイクルが整っていない



- 本事業のPDCAサイクルを誰により、どのタイミングで、どのようにチェックし、フィードバックしていくのかが不明
- 例として、住民へのアンケート調査を行うのみとしており、実施頻度や、その意見をどのように事業に反映させていくのかが未記載

申請計画書は以下審査のポイントに留意しながら、最終化をしていただくことを推奨します

1

実装するサービスが地域の課題解決等に資するものである

→事業の実施により解決したい課題や、どのような事業効果があるのか、適切に整理されている

2

課題や将来像とリンクした、事業の成果を測ることのできるKPIが設定されている

→成果を直接的に測ることのできるKPIが設定され、事業の成果の計測に適する理由も合理的

3

官民が連携した推進体制が整っている ※サービス提供事業者は申請時未定でも可

→事業推進体制内の構成員の役割が明確化され、連携が不可欠なステークホルダーをすべて記載

4

交付金対象年度だけでなく、次年度以降の計画・運営方針が具体的

→次年度以降のランニングコストや事業発展のための経費が計上され、財源も確保されている

5

PDCAサイクルの体制や手法が具体的

→実施タイミングやPDCAサイクルを回す頻度など、アンケート調査等の外部評価設計に具体性がある

6

経費項目が詳細

→購入する設備・機器や、委託であれば委託の内容や期間が記載されており、経費の用途が明確

6.【参考 2】 地方創生推進タイプ（Society5.0型）と デジタル実装タイプの違い



地方創生推進タイプ（Society5.0型）とデジタル実装タイプの違い

デジタル実装を主内容とする取組に対する支援メニューとしては、地方創生推進タイプ(Society5.0型)とデジタル実装タイプの2つがあり、地域の課題や事業の特性に応じて、最適なメニューを選択可能です。

- Society5.0型：新たなサービスの開発など「先導的な事業」に取り組む地方公共団体に対し、計画の策定、開発、実証から実装に至るまでを、最長5か年度に渡って中長期的に支援
- デジタル実装タイプ：当年度中に速やかに実装可能な事業に取り組む地方公共団体に対し、その事業の立ち上げに掛かる費用を単年度に限って支援

地域のデジタル化を推進したい

中長期で先進事例に取り組みたい

単年度で速やかに実装したい

①地方創生推進タイプ(Society5.0型)

先進的事业を、中長期（計画の策定、開発、実証から実装）に支援
-事例：長野県伊那市（2021年から実証事業開始、順次実装中）



＜無人VTOL機による山岳輸送実証＞

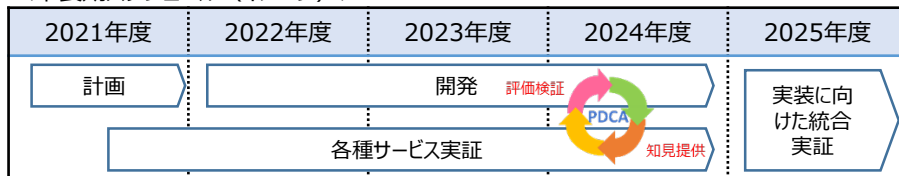


＜ドアツードアAI乗合タクシーEV化実証＞



＜路線バスによる期日前移動投票＞

＜中長期スケジュール（イメージ）＞



②デジタル実装タイプ

行政・市民サービスやスマート農業、データ連携基盤を活用したデジタルの実装

【TYPE1】

＜書かない窓口＞



＜スマート農業＞



＜地域アプリ＞

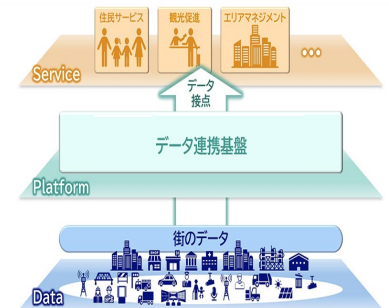


＜AIデジタル教材＞



【TYPE2】

＜データ連携基盤を活用したスマートシティ＞
※イメージ

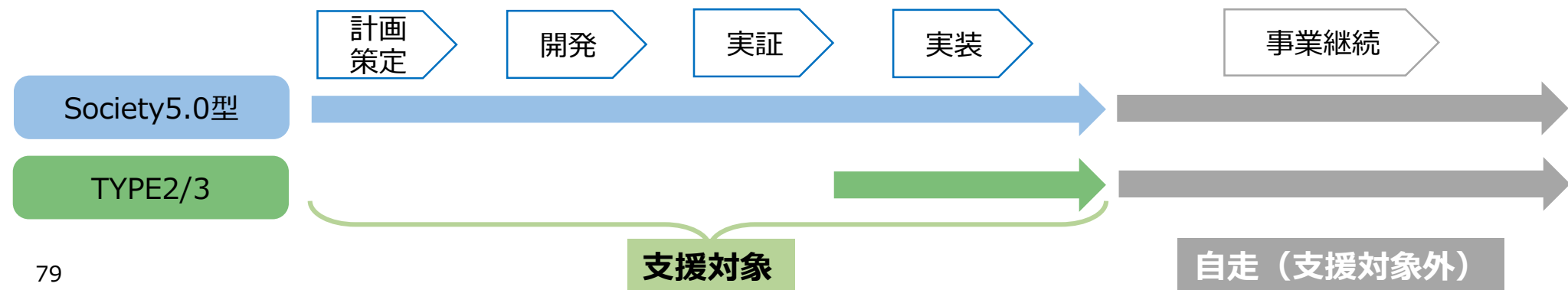


地方創生推進タイプ^o（Society5.0型）とデジタル実装タイプの違い



デジタル田園都市国家構想
DIGIDEN

	地方創生推進タイプ (Society5.0型)	デジタル実装タイプ (例：TYPE2/3)	
法定／予算	地域再生法に基づく 法定交付金	(法に基づかない) 予算措置	
対象事業	未来技術を活用した、新たな社会システムづくりの 全国モデルとなりうる事業 (「 先導性 」が要件)	データ連携基盤を活用して 、 複数のサービス連携に取り組む事業	
補助上限額 (国費ベース)	3億円 (5年間で最大15億円)	TYPE2：2億円	TYPE3：6億円
補助率	1/2	TYPE2：1/2	TYPE3：2/3
実装までの支援期間	最長 5 か年度に渡って 、 計画策定や実証からサービス実装に至るまでを支援	当年度中 のサービス実装を支援	
実装後の運営費用	実装後のランニングコストは支援対象外 (実装後は 自走 が前提)		
地域再生計画との関係	地域再生計画に位置づけることが 必要	地域再生計画に位置付けることは 不要	
データ連携基盤の活用	—	必須	



地方創生推進タイプ°（Society5.0型）とデジタル実装タイプ°（TYPE1） を組み合わせ活用した事例

茨城県つくば市では、2つの交付金をうまく組み合わせて活用し、幅広いサービスを提供しています。

- ・ R4年度当初 地方創生推進交付金Society5.0タイプ 採択
- ・ R3年度補正 デジタル田園都市国家構想推進交付金 デジタル実装タイプ（TYPE1）採択

移動スーパー等 ロケーションシステム

ソサ5

郊外において、移動スーパーの現在地、到着時間、店舗在庫等の情報をスマホで確認可能とする。また、医療機関、薬局、スーパーの連携により、遠隔診療後に処方薬を移動スーパーで受け取ることも可能となる。



デジタルID

TYPE1

市内の各種サービスを利用できる共通IDを発行。オプトインによる住民情報の受け渡しが可能となる。



市民レポート

TYPE1

住民が市内の災害状況や不審者情報を写真と共に報告することが可能となる。報告された内容については、自治体側で対応管理も可能となる。



インターネット投票

TYPE1

スマートフォンやタブレットから本人確認、秘密投票が確保されたインターネット投票が可能となる。投票における時間的、距離的負担を軽減し、移動が困難な人・忙しい人でも投票が可能となる。



市ポータルアプリを通じて様々なサービス・機能を実装

ポータルアプリ運用

ソサ5

7. デジタル実装タイプ：TYPE1/2/3等のスケジュール



デジタル実装タイプ TYPE1/2/3等のスケジュール

各TYPE等毎に一部スケジュールが異なるため、ご確認の上ご対応願います。特に、事前相談及び実施計画の締切日時にご注意願います

項目		TYPE1	TYPE2	TYPE3/マイナンバーカード 利用横展開事例創出型
事前相談	開始日	12月8日（木）		
	締切日	<u>1月27日(金)10時</u>	<u>1月20日(金)10時</u>	<u>1月20日(金)10時</u>
実施計画 本申請	開始日	2月9日(木)	2月3日(金)	1月26日(木)
	締切日	<u>2月16日(木)10時</u>	<u>2月13日(月)10時</u>	<u>2月6日(月)13時</u>
内示・公表	-	3月中旬		
交付決定	-	4月1日（予定）		

8.問い合わせ先





＜制度全般、デジタル実装タイプについての問合せ＞

内閣府地方創生推進室／内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局

担当：小野、鈴木、小林（担当参事官：飯嶋 威夫）

電話：03-6257-3889 Eメール：digitaldenen-kofukin.f7k@cao.go.jp

＜デジタル実装タイプTYPE2/3/マイナンバーカード利用横展開事例創出型のモデル性等についての問合せ＞

デジタル庁 国民向けサービスグループ

デジタル田園都市国家構想交付金 デジタル実装タイプTYPE2/3/マイナンバーカード利用横展開事例創出型担当

担当：佐々、佐藤、鈴木、堀、渡邊（担当参事官：吉田 恭子）

電話：03-6872-6250 Eメール：dd-type2.3@digital.go.jp

※情報、回答の統一的整理のため、原則メールでの問い合わせをお願いします。